

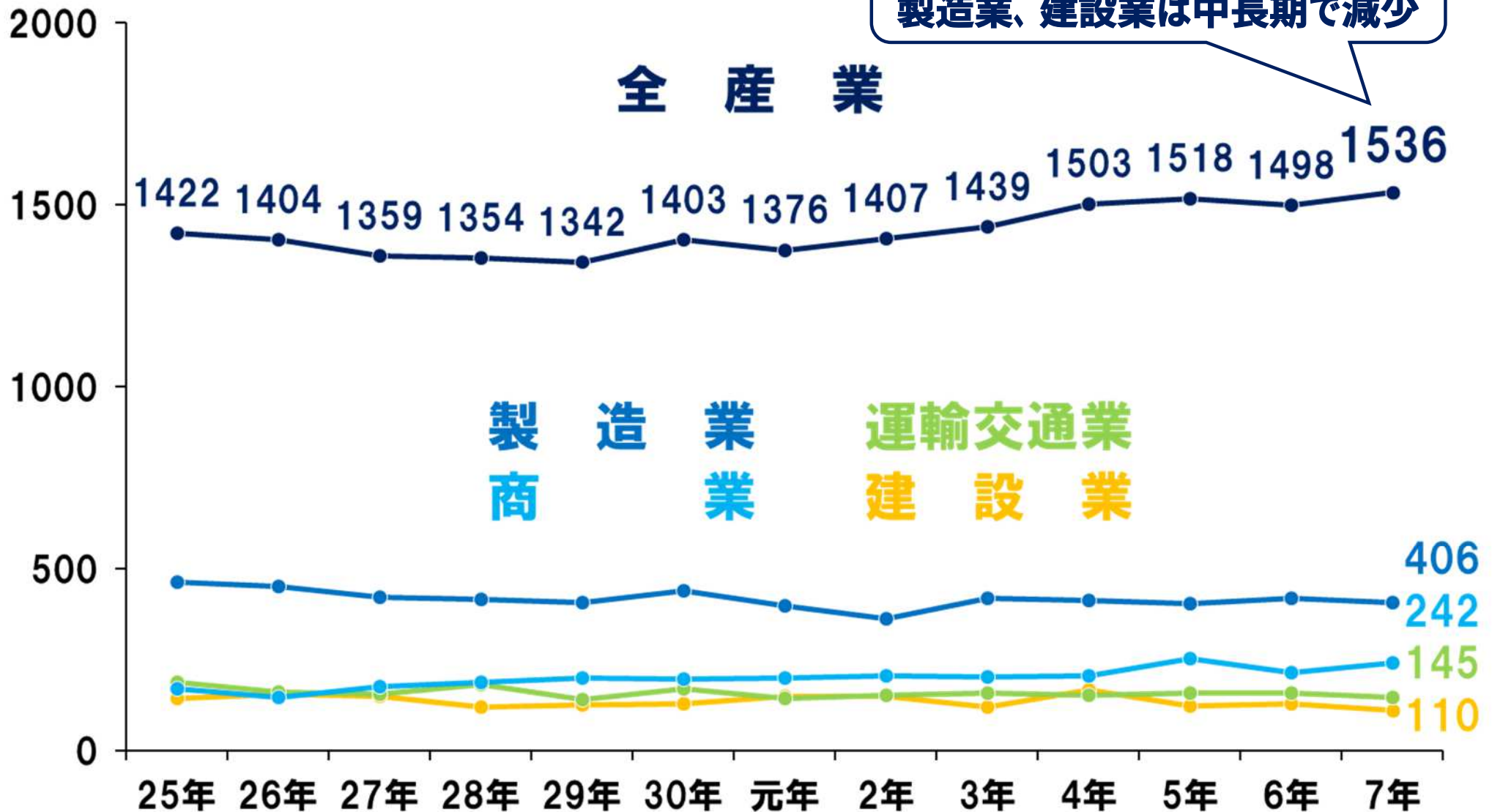
高年齢労働者に係る 労働災害防止対策等 について

東近江労働基準監督署

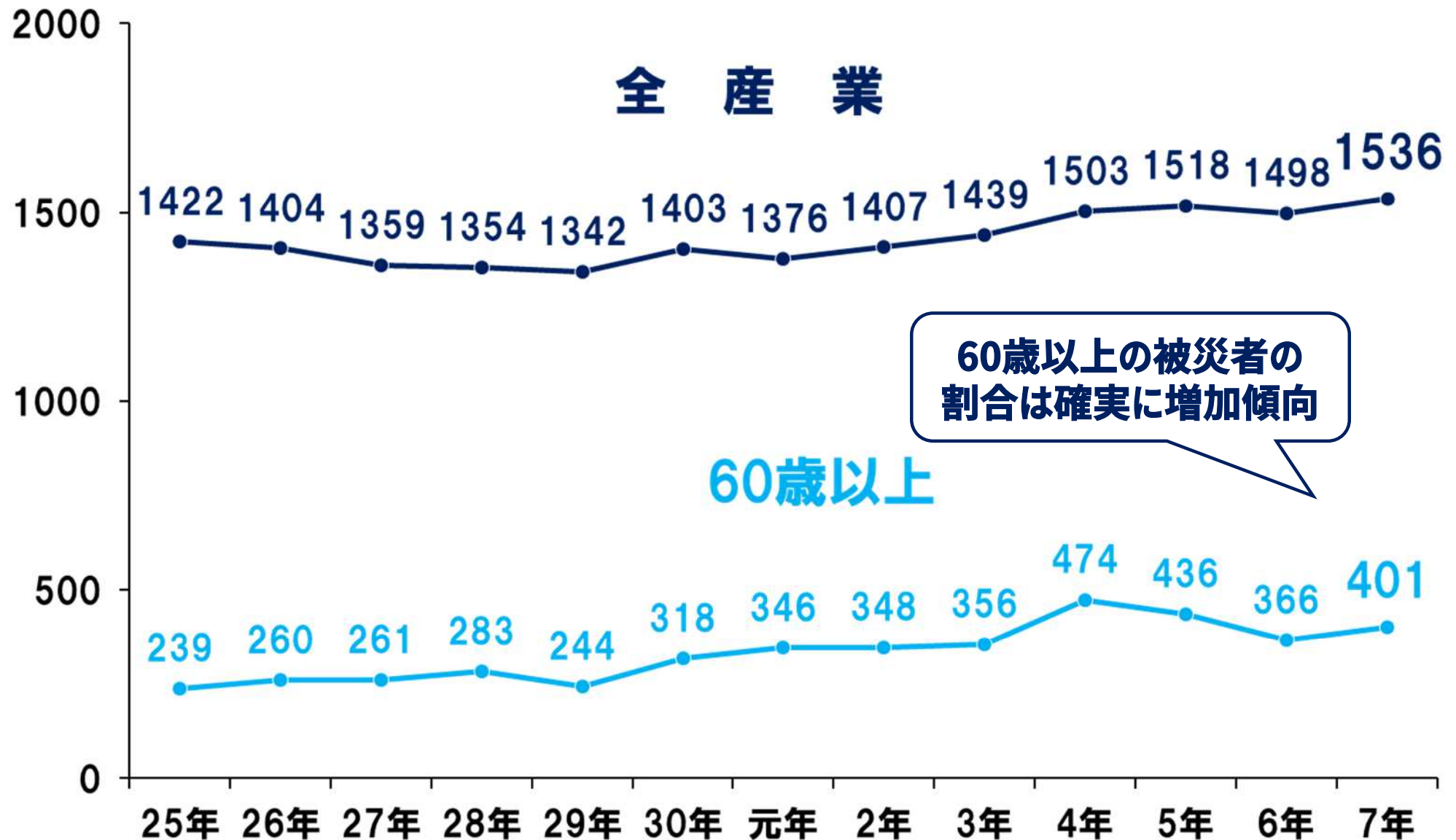
労働災害発生状況

休業災害発生状況の推移(滋賀県)

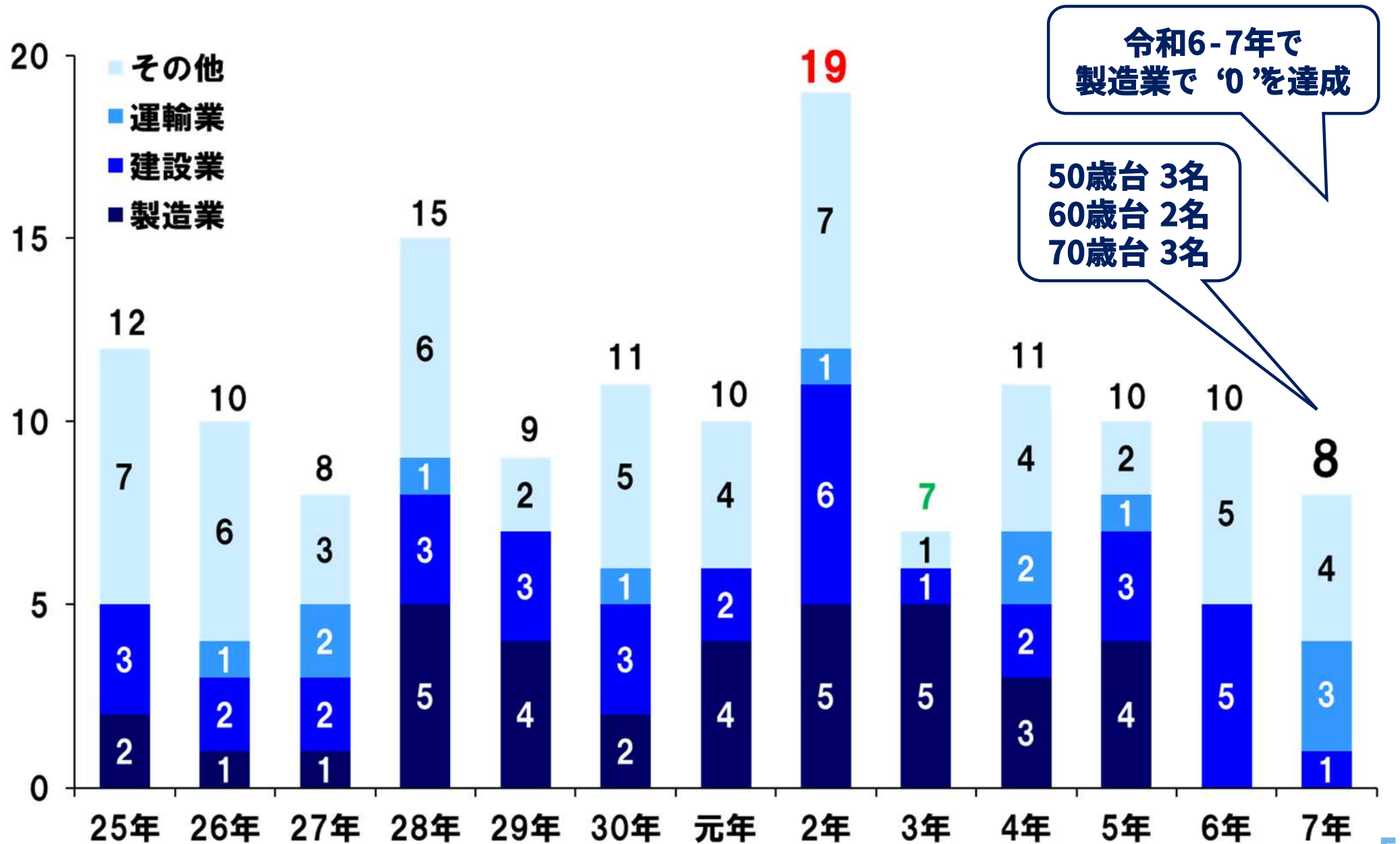
全産業では近年増加傾向
製造業、建設業は中長期で減少



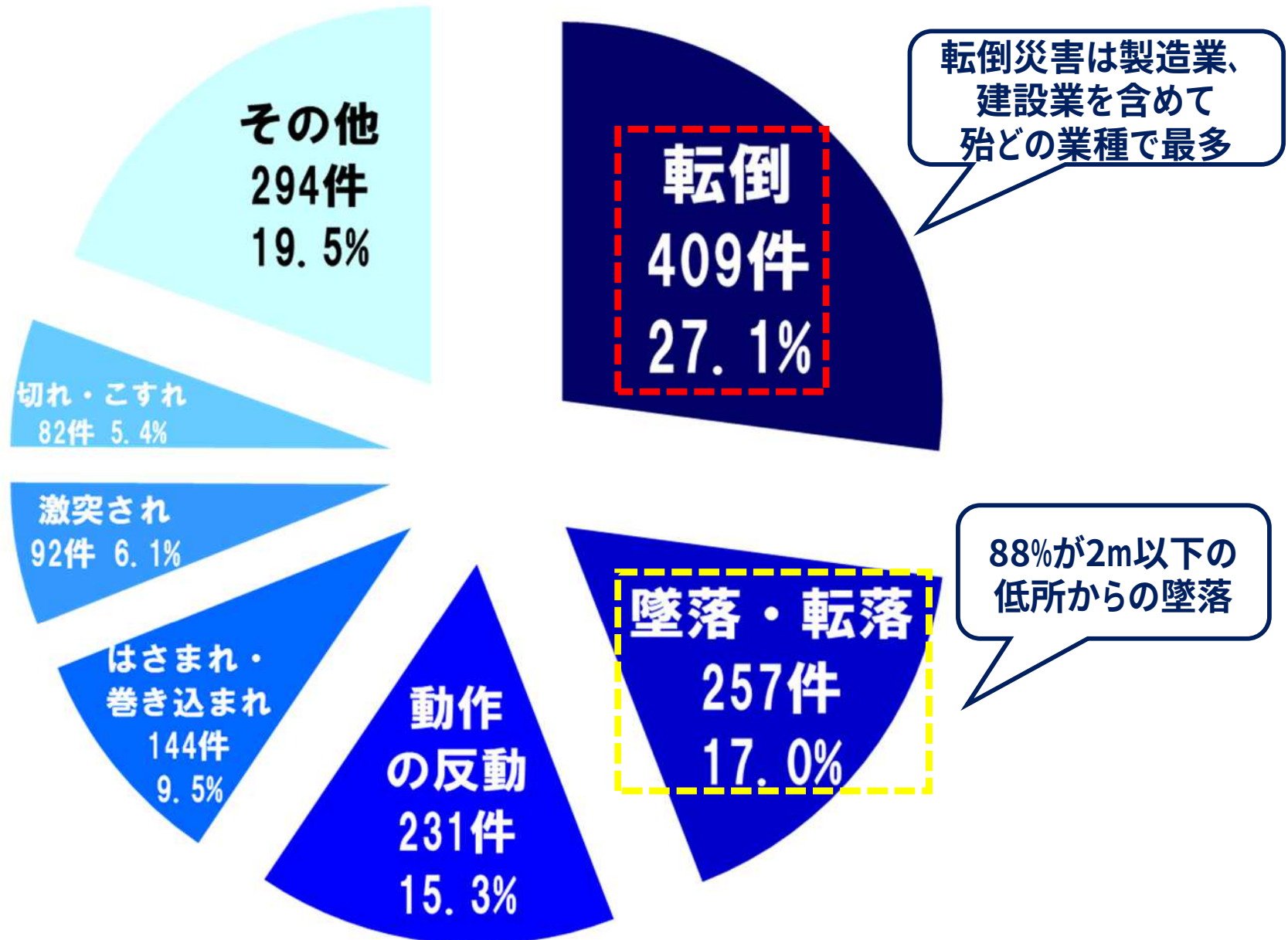
休業災害発生状況の推移(滋賀県)



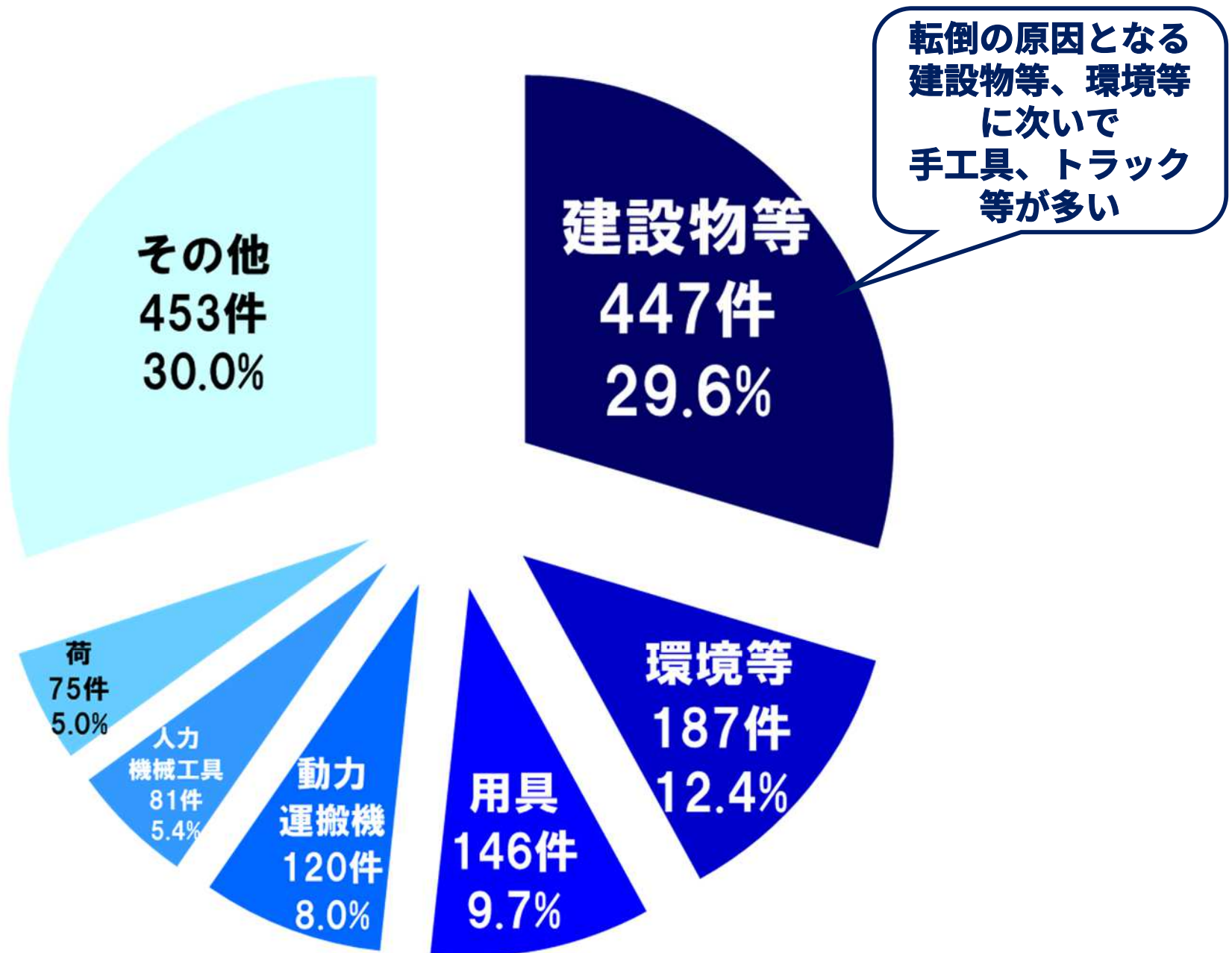
死亡災害発生状況(滋賀県)



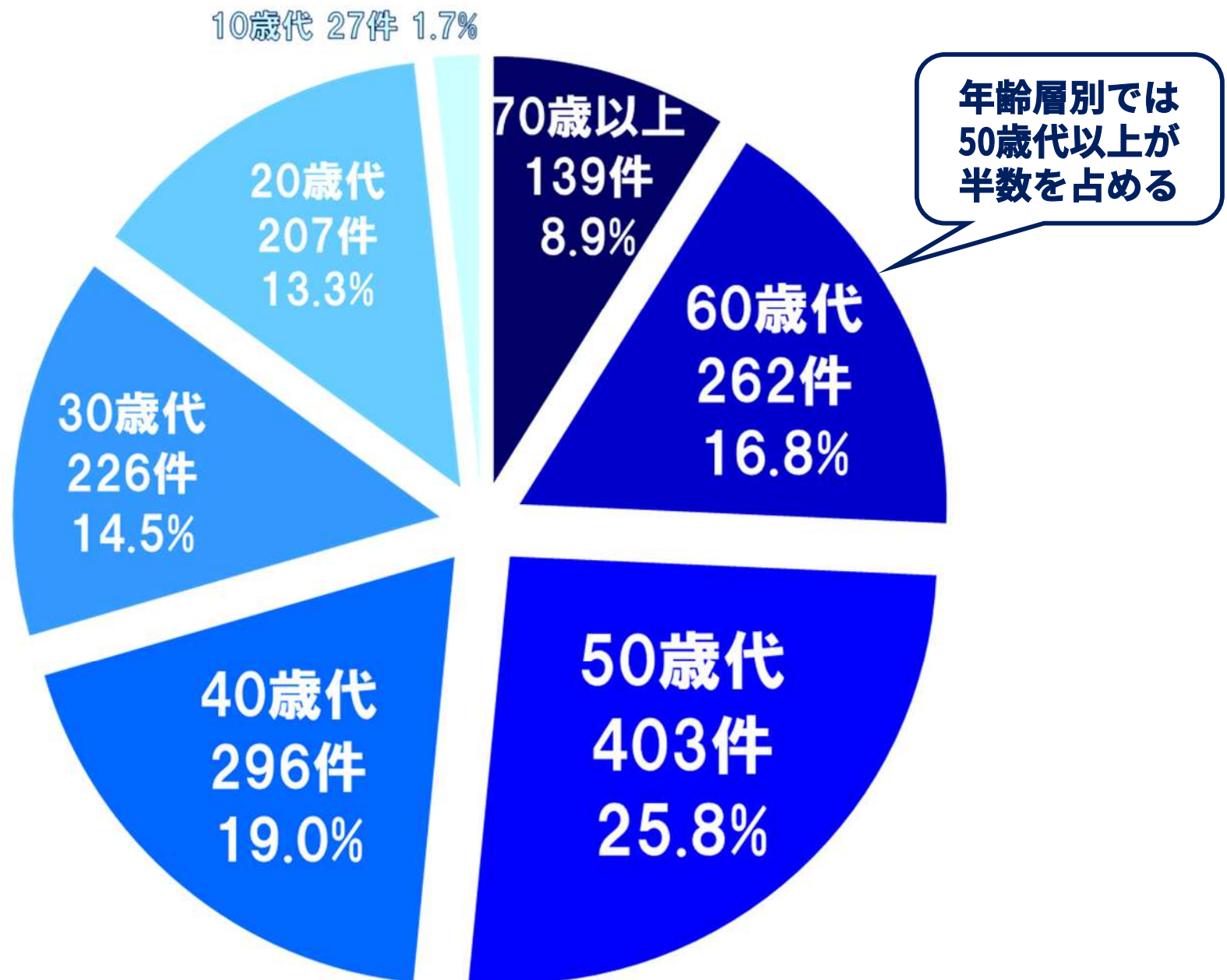
事故の型別災害分析(滋賀県 全産業)



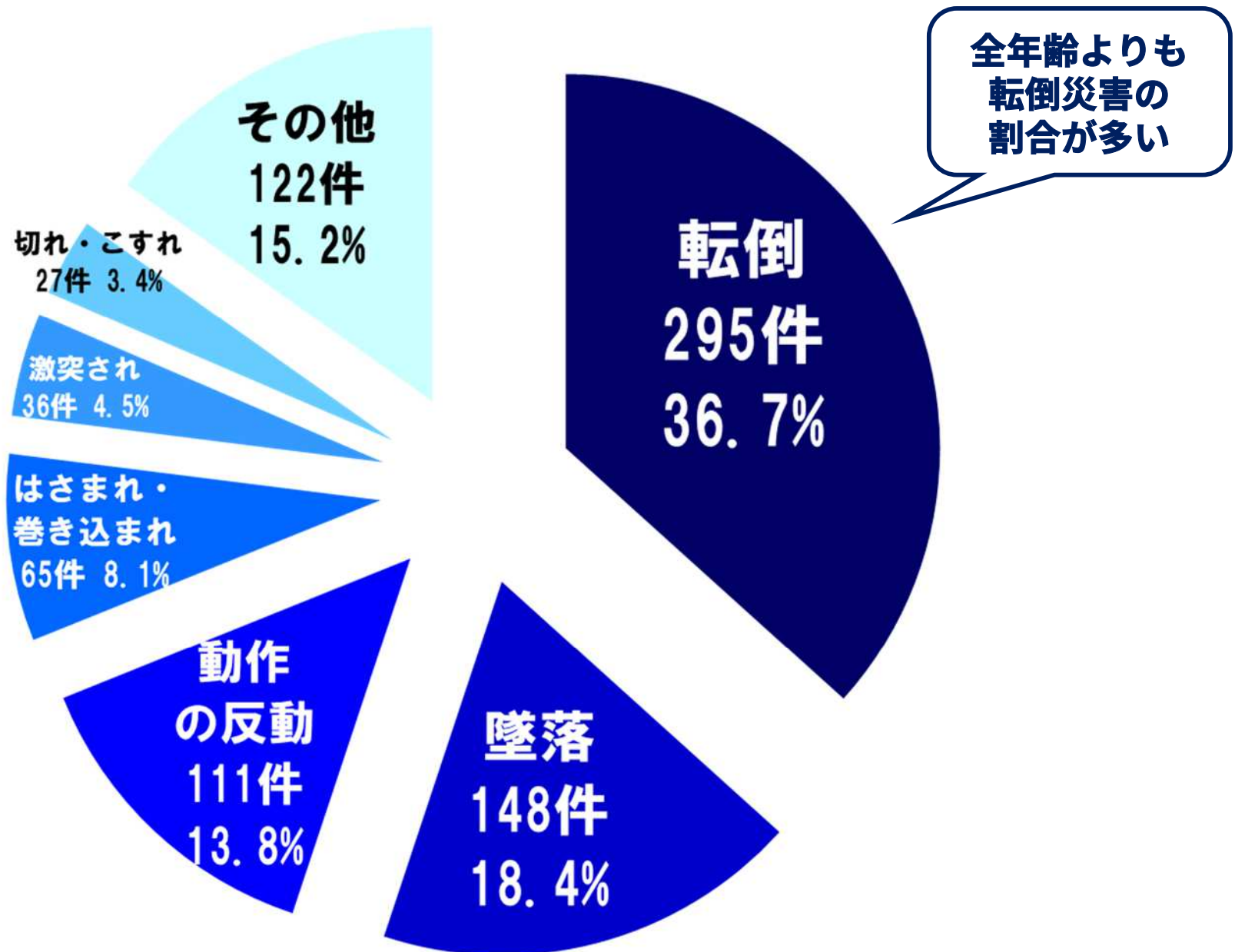
起因物別災害分析(滋賀県 全産業)



年齢層別災害分析(滋賀県 全産業)

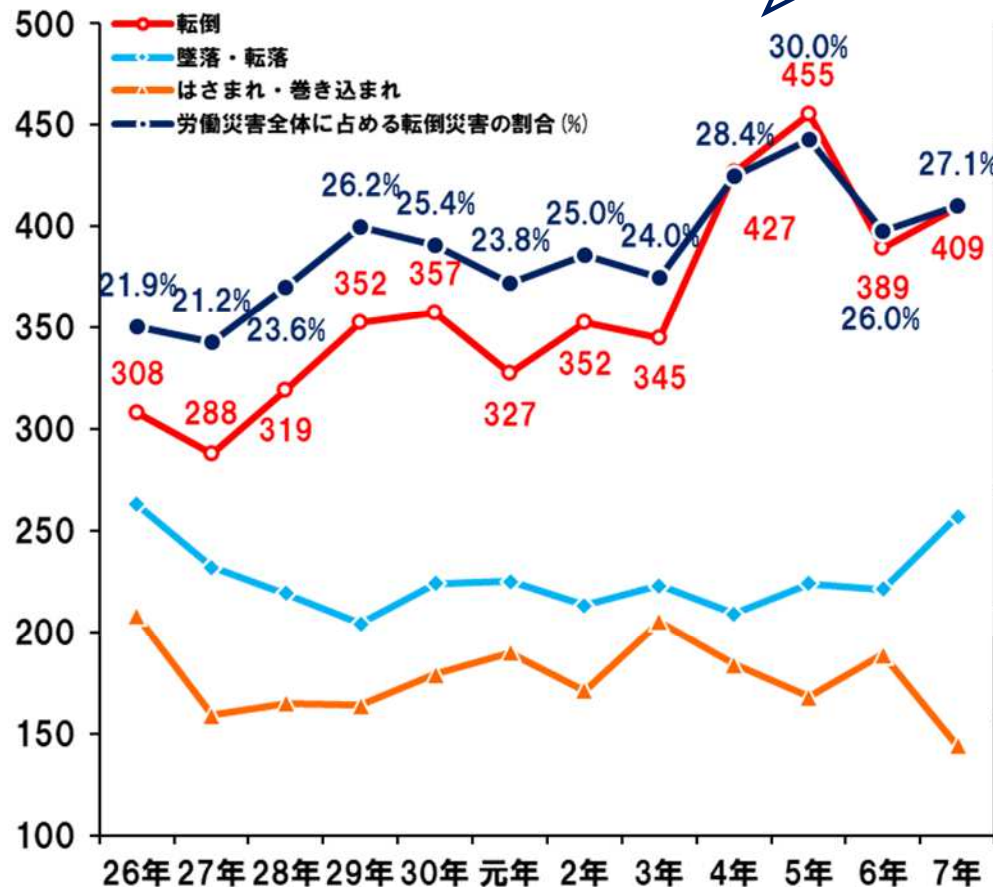


事故型別災害分析(滋賀県 50歳以上)

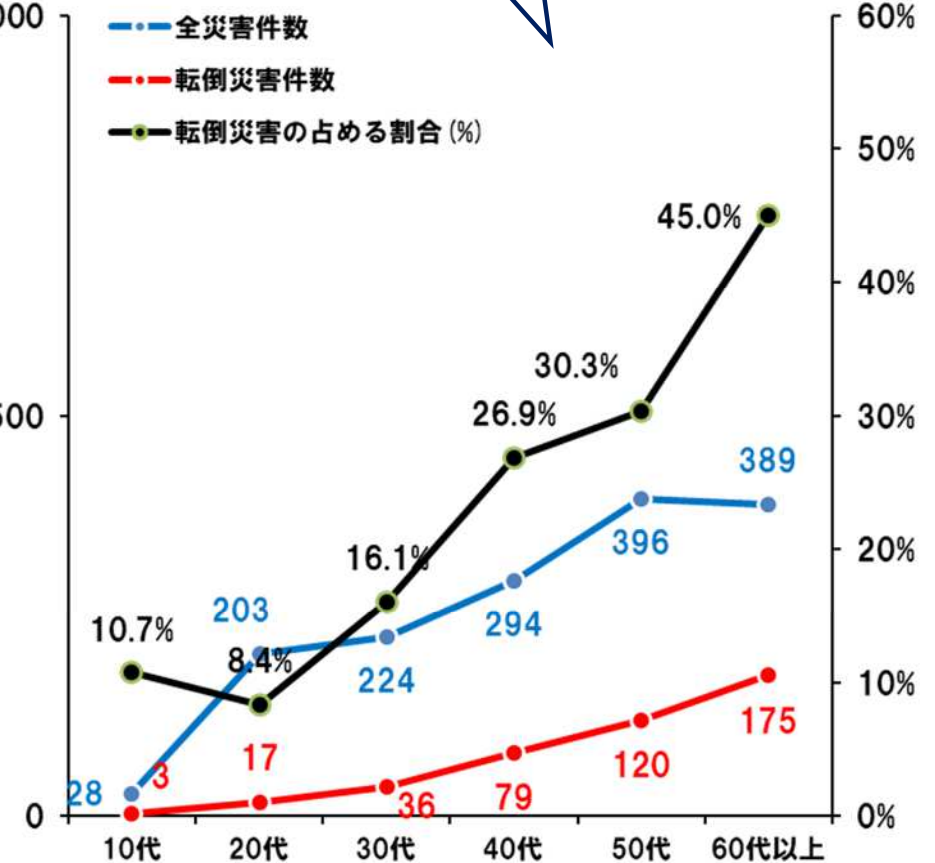


転倒災害の分析(滋賀県 全産業)

転倒災害は
近年、増加傾向
過去10年で1.5倍



高齢者ほど
転倒リスク大



令和7-8年の死亡災害発生状況

- 交通事故：4件
- 墜落災害：2件
- 伐木作業：1件
- 競走馬関係：1件
- フォークリフト関係：1件

死亡災害事例①

◆ 令和7年3月発生(畜産業)

被災者は、競走馬訓練施設の馬場において、取扱馬を曳いていたところ、馬が突然暴れだし、後ろ足で背部を蹴られ負傷したものの。

その後、入院先の病院で肺塞栓を発症し、死亡したものの。

死亡災害事例②

◆ 令和7年6月発生(建設業)

被災者は、マンション新築工事現場において、配管設置業務に従事していた。

約10kgの配管材を持ち、各階の設置場所に運搬する作業を行っていたが、1階エレベーター乗場付近を通りがかった別の作業者が、エレベータピット内で流血して倒れている被災者を発見したものの。

エレベーターは施工前の状況であり、昇降路、各階入口が開口部となり、手すり等が設置されていなかったもの。

高所作業に係る安全対策

◆墜落による危険の防止(安衛則第518条)

高さ2m以上の箇所で作業を行う場合で、墜落により作業者に危険を及ぼすおそれのあるときは、**足場等を設置**しなければならない。

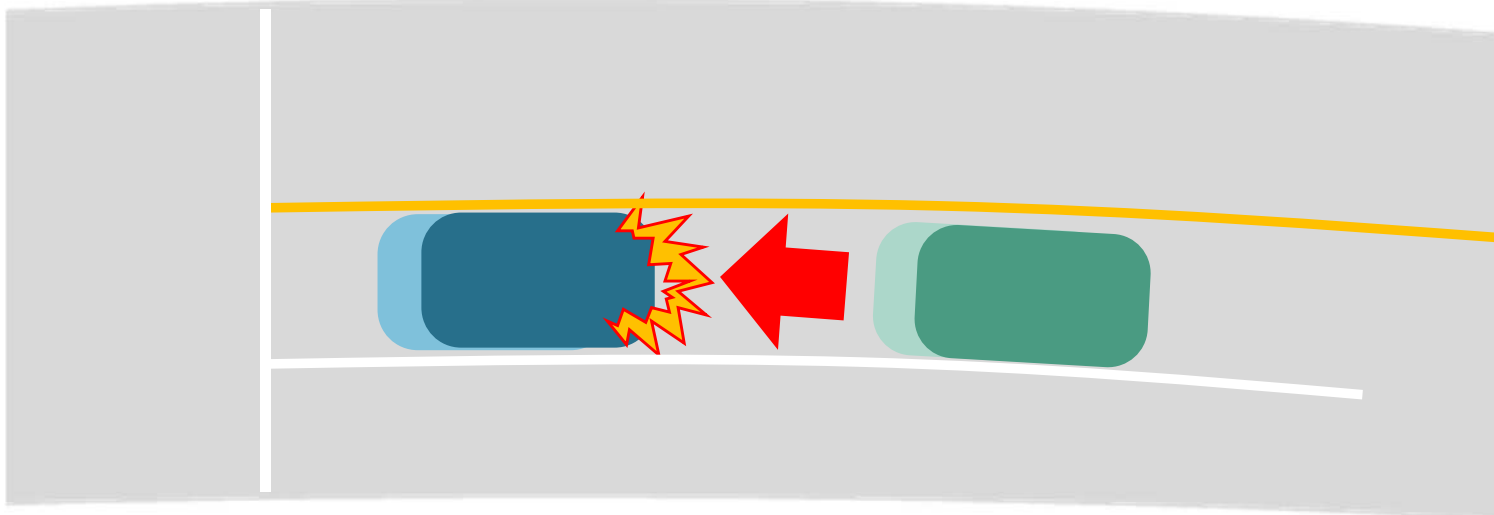
また、高さが2m以上の箇所にある、作業床の端、開口部には、**手すり、囲い等を設置**しなければならない。

上記の足場等の設置が困難な場合、安全帯等の墜落防止措置を行わなければならない。

死亡災害事例③

◆ 令和7年7月発生(道路貨物運送業)

被災者は、2tトラックの運転者であり、滋賀県甲賀市から愛知県方面に向けて運行していた。出発後約40分経過時点、直線道路を走行中、前方で信号待ち中の4tトラックに追突したものの。救急搬送され、集中治療室で治療が行われていたが、17日後に死亡したものの。



交通労働災害防止ガイドライン

自動車等の運転を行わせる事業者、荷主・元請事業者の皆さまへ

交通労働災害を防止しましょう 「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント

交通労働災害は、全産業に占める死亡災害のうち、2割以上を占め、労働災害防止上の重要な課題となっています。

平成24年4月に発生したツアーバスによる重大事故を受け、厚生労働省では、「交通労働災害防止のためのガイドライン」を改正しました。

このガイドラインは、労働安全衛生関係法令や「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」とともに、交通労働災害の防止を図るための指針となるものです。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

交通労働災害防止ガイドライン

交通労働災害防止に関する労働安全衛生法上の直接的な規制はないが、「交通労働災害防止のためのガイドライン」が制定されている。

- 管理体制の整備
- 運行管理者、安全運転管理者の選任
- 労働時間、運転時間の管理
- 走行計画の作成
- 出発前点呼
- 交通安全教育
- 健康管理
- 荷役作業対策

死亡災害事例④

◆ 令和7年8月発生(警備業)

災害発生当日、地域の夏祭りが開催されており、イベント全体の警備のため、約80名の警備員が現場に入場していた。

夏祭り終了後、被災者は、帰宅する一般客の交通誘導、雑踏警備業務に従事していたが、道路路上、センターライン付近に立って、交通誘導を行っていたところ、走行してきた普通乗用車に激突された。救急搬送され、治療が行われたが、6時間後に死亡したものの。

死亡災害事例⑤

◆ 令和7年8月発生(畜産業)

被災者は、飼料用のトウモロコシの収穫作業に従事していた。

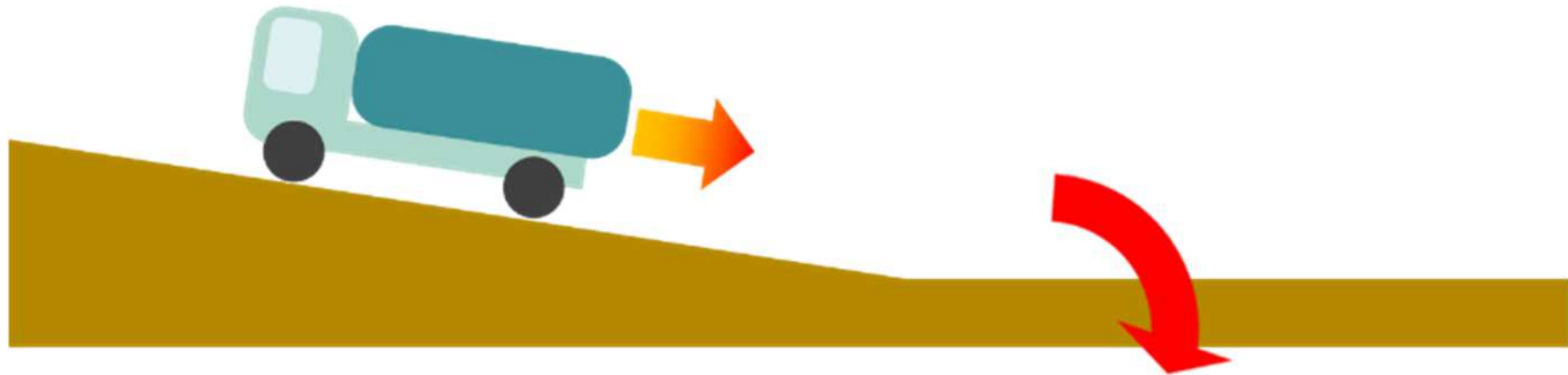
収穫したトウモロコシを保管するサイロにおいて、高さ約2.6mに積み上げた飼料の山にビニールシートを被せるため、飼料の山の上に登り、ビニールシートを引き上げていたところ、墜落したものの。

死亡災害事例⑥

◆ 令和7年9月発生(運送業)

被災者は、工事現場に資材を運搬する業務に従事していた。

林道を走行中、対向車線をコンクリートミキサー車が走行してきたが、すれ違うことができない道幅がなかったため、道幅が広い場所まで後退していたところ、運転を誤り、路肩から車両ごと斜面に墜落したものの。



トラックの運転に係る安全対策

◆労働安全衛生規則第151条の6

事業者は、車両系荷役運搬機械（フォークリフト、**構内の貨物自動車**）を用いて作業を行う時は、車両系荷役運搬機械の**転倒、転落による危険を防止するため**、運行経路について、路肩崩壊、地盤の不動沈下の防止、**幅員保持**等の必要な措置を講じなければならない。

路肩等で車両系荷役運搬機械を用いて作業を行う場合において、**転落等により危険が生じるおそれのある時は、誘導者を配置し、誘導を行わなければならない。**

死亡災害事例⑦

◆ 令和7年10月発生(林業)

被災者は、山中で伐倒木の集積作業に従事していた。

伐倒木を持ち上げるため、木の下側に棒を差し入れ、別の伐倒木に左足をかけて力を入れたところ、足をかけていた伐倒木が動いたため、バランスを崩し転倒した。その際、腰部を強く打ったため、骨盤部を骨折し、出血性ショックにより死亡したものの。

死亡災害事例⑧

◆ 令和7年11月発生(運送業)

被災者は、軽貨物自動車を運転し、荷物の配送作業に従事していた。

山中の国道を走行中、緩やかなカーブにおいて、対向車線側にはみ出したことで、対向車線を走行していた大型トラックと正面衝突し、死亡したものの。

死亡災害事例⑨

◆ 令和8年4月発生(農業)

農業を営む事業体で発生。

被災者は、翌日の種まきの準備を行うため、農舎間フォークリフトを運転して移動していた。農道を走行中、道路脇の水田に寄りすぎたため、勾配の影響を受け、フォークリフトが傾き、横転した。その際、被災者はシートベルトを着用していなかったため、車外に投げ出され、転倒してきた車体の下敷きになったもの。

高年齢者に係る 労働災害防止対策

高年齢労働者に係る規制等

➤ 法的規制

労働安全衛生法として努力義務

➤ 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」

※ 令和8年3月31日まで

➤ 「高年齢者の労働災害防止のための指針（エイジフレンドリー指針）」

※ 令和8年4月1日以降

労働安全衛生法 による規制

法的規制（中高年齢者等への配慮）

◆ 安全衛生法第62条

事業者は、中高年齢者その他、労働災害の防止上その就業に当たって特に配慮を必要とする者については、これらの者の心身の条件に応じて適正な配置を行うよう努めなければならない。

従来は、高齢労働者等への配慮に関する規定はこの条文のみ。

法的規制(高年齢者の労災防止のための措置)

◆ 安全衛生法第62条の2（令和8年4月1日施行）

事業者は、高年齢者の労働災害の防止を図るため、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

厚生労働大臣は、前項の事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

高年齢者の労働災害防止のための指針

高年齢者の労働災害 防止のための指針

ガイドラインから指針へ

令和7年の労働安全衛生法の改正により、「高年齢者の労働災害の防止を図るため、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定された。

事業者が「必要な措置」を有効に実施するために必要な事項が取りまとめられ、指針として公示され、令和8年4月1日から適用されることとなった。

従来からエイジフレンドリーガイドラインが存在したが、行政通達によるガイドラインから、労働安全衛生法に根拠を持つ指針になったもの。

エイジフレンドリー指針の構成

① 趣旨、目的

② 事業者講ずべき措置

- 安全衛生管理体制の確立
- 安全衛生委員会等における調査審議
- リスクアセスメント
- 職場環境の改善
- 高年齢者の健康状態、体力の把握、対応
- 安全衛生教育

③ 労働者と協力して取り組むべき事項

④ 国、関係団体等による支援の活用

指針の趣旨、目的

本指針は、労働安全衛生法第62条の2に基づき、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理等、高年齢者の労働災害の防止を図るため事業者が講じるよう努めなければならない措置について、適切かつ有効な実施を図ることを目的とする。

事業者は、高年齢者の就業状況、業務内容等に実情に応じて、国、関係機関等による支援も活用し、高年齢者の労働災害防止対策に積極的に取り組むよう努めることとする。

労働者は、自らの健康確保の重要性を理解し、労使連携、協力することが重要であること。

安全衛生管理体制（管理者等）

高年齢者の労働災害を防止、減少させるためには組織的、継続的に取組を行う必要がある。

経営トップは、高年齢者の労働災害防止対策に取り組む姿勢を示し、企業全体の安全衛生意識を高めるため、安全衛生方針を表明する。

また、安全衛生方針に基づき、高年齢者の労働災害防止対策を担当する組織、担当者を指名し、実施体制を確立する。

→ 安全衛生管理部門、人事労務管理部門、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者が担当することが一般的であると考えられるが、専門の組織、分科会を設けることも可能。

安全衛生管理体制（安衛委員会）

既存の（安全）衛生委員会（労働者数50名未満の事業場においては準ずる組織）を活用し、事業場における高年齢者の労働災害防止対策の中心とし、各種事項について調査審議を行う。

高年齢者が職場で感じている負担やリスク等を事業場内で相談窓口を設置する。

高年齢者の健康管理については、産業医、保健師等を中心とした産業保健スタッフを活用する。労働者数50名未満の規模の事業場においては、地域産業保健センターにおいて、産業医に係るサービスが無償で提供される他、労働者からの健康相談も受け付けていること。

リスクアセスメント

製造業等の工業的業種については、労働安全衛生法第28条の2により、**リスクアセスメント**、**リスク低減措置**の実施が求められる（努力義務）。

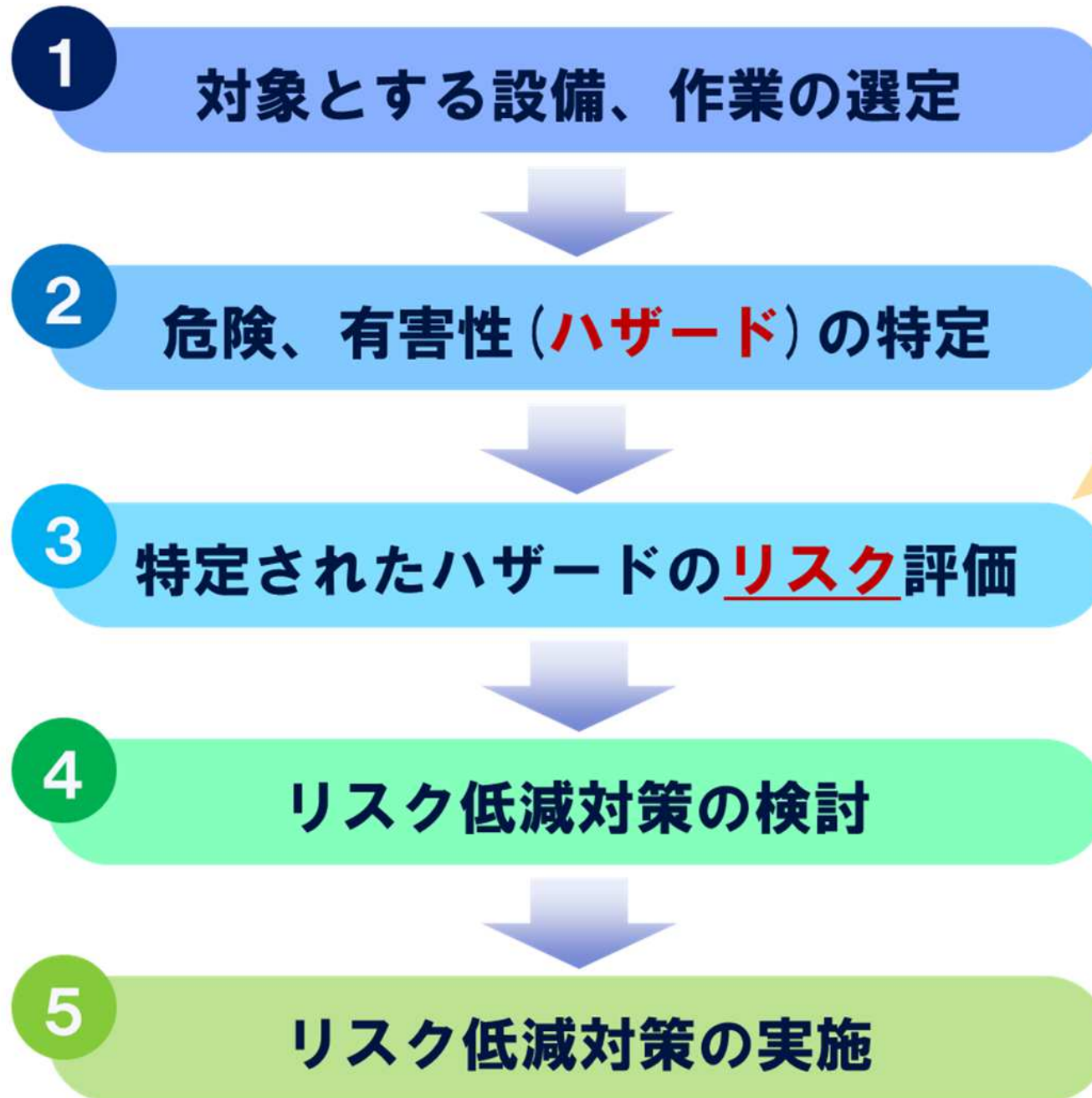
リスクアセスメントにおける高年齢者に関する注意事項としては以下が考えられること。

- ハザードを特定し、リスク評価を行う際は、高年齢者の身体能力（筋力、バランス能力、視力、聴力、温度調節機能等）が低下していることを踏まえ、**高年齢者を基準とする**。
- 健康状態、体力の低下に伴う高年齢者の特性、課題（**フレイル**、**ロコモティブシンドローム**等を含め）を想定する。

リスクアセスメント

- 飲食店等では、日常生活と同種の作業を行うため危険を認識しにくいですが、作業環境、用具等の違いにより、日常生活とは異なるリスクが存在することに留意すること。
- 職場環境改善の実施に当たり、安全衛生教育と併せて行うことが望ましい。
- リスク低減対策として表示を行う際も、表示物の文字等の大きさ、明るさにも注意を払う必要があること（暗所での視認性低下）。
- 高年齢者の安全と健康の確保のための職場改善ツール（エイジアクション100）が有効。

リスクアセスメントの流れ



リスクとは…

特定されたハザードによって生じる恐れのある負傷等の重篤度と、その発生可能性を組み合わせたもの。

リスク低減対策の検討



フレイルとロコモティブシンドローム

フレイルとは、健康と要介護状態の中間御状態であり、加齢や疾患によって身体的、精神的な機能が徐々に衰え、心身のストレスに脆弱になった状態のことを指す。

ロコモティブシンドロームとは、加齢により、筋力が低下したり、関節や脊椎などの病気を発症したりすることで運動機能が低下し、立つ、歩くといった移動機能が低下した状態を指す。

エイジアクション100

エイジアクション 100

～ 生涯現役社会の実現につながる高齢労働者の
安全と健康確保のための職場改善に向けて ～



中央労働災害防止協会

IV 高齢労働者の安全と健康確保のためのチェックリスト

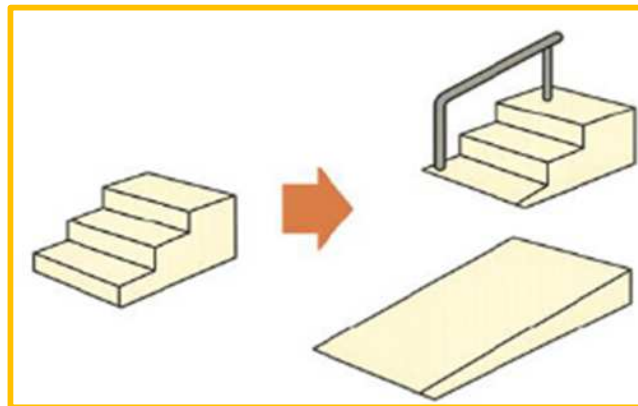
番 号	チ ェ ッ ク 項 目 （ 100 の「エイジアクション」）	結 果
1 高齢労働者の戦力としての活用		
1	高齢労働者のこれまでの知識と経験を活かして、戦力として活用している。	
2 高齢労働者の安全衛生の総括管理		
(1) 基本方針の表明		
2	高齢労働者の対策も盛り込んで、安全衛生対策の基本方針の表明を行っている。	
(2) 高齢労働者の安全衛生対策の推進体制の整備等		
3	高齢労働者の対策も盛り込んで、安全衛生対策を推進する計画を策定している。	
4	加齢に伴う身体・精神機能の低下による労働災害発生リスクに対応する観点から、高齢労働者の安全衛生対策の検討を行っている。	
5	高齢労働者による労働災害の発生リスクがあると考える場合に、相談しやすい体制を整備し、必要に応じて、作業内容や作業方法の変更、作業時間の短縮等を行っている。	
3 高齢労働者に多発する労働災害の防止のための対策		
(1) 転倒防止		
① つまづき、踏み外し、滑りの防止措置		
6	通路の十分な幅を確保し、整理・整頓により通路、階段、出入口には物を放置せず、足元の電気配線やケーブルはまとめている。	
7	床面の水たまり、氷、油、粉類等は放置せず、その都度取り除いている。	
8	階段・通路の移動が安全にできるように十分な明るさ（照度）を確保している。	
9	階段には手すりを設けるほか、通路の段差を解消し、滑りやすい箇所にはすべり止めを設ける等の設備改善を行っている。	
10	通路の段差を解消できない箇所や滑りやすい箇所が残る場合は、表示等により注意喚起を行っている。	
② 安全な作業靴の着用		
11	作業現場の環境に合った耐滑性があり、つまづきにくい作業靴を着用させている。	
③ 歩行時の禁止事項		
12	書類や携帯電話を見ながらの「ながら歩き」、ポケットに手を入れた「ポケットハンド」での歩行や「廊下を走る」ことは禁止している。	
④ 危険マップ等の作成・周知		
13	ヒヤリ・ハット情報を活用して、転倒しやすい箇所の危険マップ等を作成して周知している。	
(2) 墮落・転落防止		
① 高所作業の回避		
14	高所作業をできる限り避け、地上での作業に代えている。	
② 作業床・手すり等の設置		
15	高所で作業をさせる場合には、安全に作業を行うことができる広さの作業床を設けて、その端や開口部等には、バランスを取っても安全な高さの囲い、手すり、覆い等を設けている。	
③ 保護具の使用		
16	高所で作業をさせる場合には、ヘルメット（「飛来・落下物用」と「墮落時保護用」の規格をともに満たすもの。以下同じ。）を着用させた上で、安全帯を使用させている。	

高齢者の
安全衛生に係る
100の確認事項

職場環境の改善（設備改善）

身体機能が低下した高年齢労働者であっても安全に働き続けることができるよう、以下に留意の上、施設、設備の導入、改修を行うこと。

- 視力、明暗差への対応力の低下を前提に、作業場所、通路の照度を確保し、照度が極端に変化する場所、作業を解消すること。
- 階段には手すりを設け、可能な限り通路の段差を解消すること。



職場環境の改善（設備改善）

- 床や通路の滑りやすい箇所に**防滑素材**（床材や階段用シート）を採用し、滑りの原因となる水分、油分を放置せず清掃するとともに、労働者には**対滑用安全靴**等を使用させること。
- 転倒危険箇所を解消することができない場合は、**注意喚起表示**を行うこと。
- **墜落制止用器具**、**保護具等**の使用を設定した作業場所においては、使用を徹底すること。

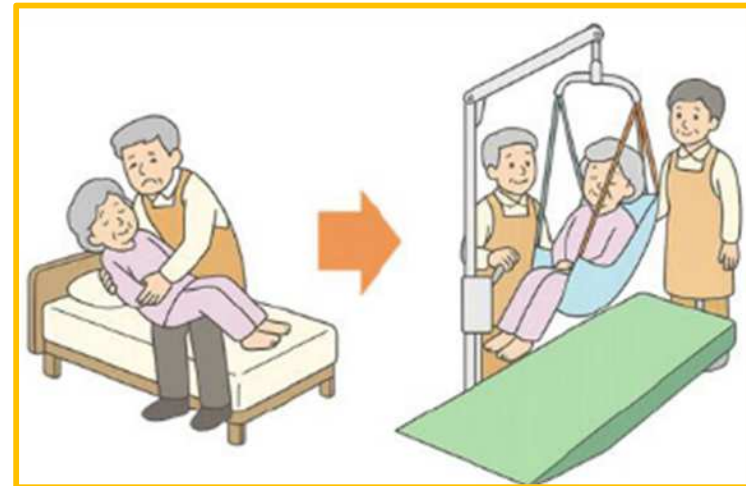


職場環境の改善（設備改善）

- 警報音等は、年齢によらず聞き取りやすい**中低音域の音**を採用し、音源の向きを工夫するとともに、**パトライト**等を併用すること。
- 作業場内で定常的に発生する騒音の低減に努めること。
- 高年齢者は一般に熱中症リスクが高いため、**涼しい休憩場所**を整備し、利用を勧奨するとともに、保熱しやすい服装は避け、通気性の良い服装を準備すること。
- 熱中症の初期症状を把握するため、**ウェアラブルデバイス**等を利用すること。

職場環境の改善（設備改善）

- 腰痛災害等を防止するため、補助機器等の導入により、人力取扱重量を抑制するとともに、作業台の高さや作業対象物の配置を改善し、不自然な作業姿勢を解消すること。
- リフト、スライディングシート等の移乗支援用機器等により、抱上げ作業を抑制すること。
- PC等は文字サイズ等の調整を行うこと。



高年齢者の特性を考慮した作業管理

作業管理とは、労働衛生3管理の1つであり、生産性を維持しつつ、作業者の負担を軽減させる作業方法、手順等を検討、管理すること。

高年齢者の場合、筋力、バランス能力、敏捷性、全身持久力、感覚機能、認知機能の低下といった特性がある。

高年齢者が担当する作業について、作業内容（作業方法、手順、使用器具等）を精査し、適切であるかどうか検討し、必要に応じて見直しを行うこと。その際は、以下の事項に留意の上、リスクの程度に基づき、優先度を定めた上で取組を行うこと。

高年齢者の特性を考慮した作業管理

- 短時間勤務、隔日勤務、交替制勤務等、勤務形態を工夫することで高年齢者を就労しやすくすること。
- 高年齢者の特性を踏まえ、ゆとりのある作業速度、無理のない作業姿勢等に配慮した作業マニュアルを策定すること。
- 注意力や集中力を必要とする作業について、作業時間を考慮すること。
- 注意力や判断力の低下による災害を防止するため、複数作業の同時進行、優先順位の判断を伴う作業等の負担を考慮すること。

高年齢者の特性を考慮した作業管理

- 腰部への負担が大きい作業は、重量物の小口化、取扱回数の減少等を図ること。
- 身体的負担の大きい作業は、定期的な休憩の導入や作業休止時間の運用を図ること。
- 一般に、高年齢者は暑さ、水分不足に対する感覚機能が低下しており、身体の調節機能も低下しているので、脱水症状を生じさせないよう意識的な水分補給を推奨すること。
- 健康診断の結果を踏まえた対応に加え、始業時の体調確認を行い、体調不良時に速やかに申し出るよう日常的に指導すること。

高年齢者の特性を考慮した作業管理

- 熱中症発症者の早期発見のための体制整備、重篤化防止のための措置の実施手順の作成、これらの関係者への周知を徹底すること。
- 情報機器作業が過度に長時間にわたり行われることのないようにし、作業休止時間を適切に設けること。
- データ入力作業等、相当程度の拘束性がある作業においては、個々の労働者の特性に配慮した無理のない業務量とすること。

高年齢者の健康状態の把握

労働安全衛生法で定める**雇入時健康診断**、**定期健康診断**を実施し、産業医等が内容を確認するとともに、健康診断の結果について、労働者から産業医等に相談できる体制を構築すること。

健康診断の実施義務は以下の要件にいずれも該当する「**常時使用する労働者**」が対象となる。

- 期間の定めのない労働契約による者（契約期間が1年以上、特定業務従事者では6か月以上の労働者を含む）
- 1週間の労働時間が、事業場内の同種業務に従事する通常の労働者の3/4以上の者

高年齢者の体力の把握

労働災害防止のためには、事業場、高年齢者双方が、高年齢者の体力を客観的に把握し、体力に見合う作業に従事させることが重要である。

体力把握の対象とする項目について、労働災害に直接関与するものとして、筋力、歩行能力、バランス能力、敏捷性等が挙げられるが、事業場の実情に応じ、全身持久力、感覚、認知機能を含めて差し付かえないこと。

体力把握の方法として、「転倒等リスク評価セルフチェック票」「ステップテストによる簡易体力測定^{1,2}、WLAQ」「新体力テスト」「フレイルチェック」等があること。

転倒等リスク評価セルフチェック

転倒等リスク評価セルフチェック票			
※赤枠の箇所のみ入力ください。		名前	年齢 身長
I 身体機能計測結果			
①【歩行能力・筋力】 ★2ステップテスト★ ～歩行能力・下肢筋力を把握～ スタートラインから最大2歩目のつま先までの距離をcm単位で測定します。(mmは四捨五入) 2回測定し、良いほうの測定距離を身長で割ります。(赤枠には測定距離のみ入力ください。自動計算されます。)			
2ステップテスト1回目	→	CM	
2ステップテスト2回目	→	CM	
評 価			
②【敏捷性】 ★座位ステッピングテスト★ ～素早く足を動かせるか～ 背もたれがある回転しない椅子に座かけ、足元に30cm幅のラインを引き、その内側に足を置き、「ラインの外側⇒内側」が1回とカウントして20秒間で何回開閉できるか測定します。			
座位ステッピングテスト	→	回/20秒	
評 価			
③【動的バランス】 ★ファンクショナルリーチ★ ～バランスを崩さずにどのくらいからだを傾斜できるか～ 両足を軽く開き、両腕を肩の高さまで持ち上げ、その位置からバランスを崩さずに、水平に両手を伸ばした地点までの距離をcm単位で測定します。つま先立ち可。2回測定し、良いほうの測定距離を評価。			
ファンクショナルリーチ1回目	→	CM	
ファンクショナルリーチ2回目	→	CM	
評 価			

J-NIOSHのステップテスト1,2,WLAQ

J-NIOSH (ジェーナイオッシュ) ステップテスト (JST) 解説動画



JSTの実践方法を解説しています。検査前に対象者の方に見ていただくためのものです。JSTは労働者の全身持久力を簡便に測定するための検査法で、3分間の昇降運動時とその後2分間の安静時の心拍数を計測し、それらを使って全身持久力の指標である最大酸素摂取量 (VO₂max) の推定値を算出します。推定値の妥当性や信頼性に関するデータを論文 (<https://pubmed.ncbi.nlm.nih.gov/32812102/>) で報告しています。

動画をみる [🔗](#)

推定値の算出方法をダウンロード [🔗](#)

新体力テスト

新体力テスト実施要項

(65歳～79歳対象)

文部科学省

フレイルチェック

指輪っかでふくらはぎを囲んだ時にどうなりますか？
当てはまる○に同じ色のシールを貼って下さい。



囲めない



ちょうど囲める



隙間ができる

各質問に対して、当てはまる答えに同じ色のシールを貼ってください。濃い色の項目は、「はい」、「いいえ」が逆になっています。お気をつけ下さい。

1. ほぼ同じ年齢の同性と比較して健康に気をつけた食事を心がけていますか	はい	いいえ
2. 野菜料理と主菜（お肉またはお魚）を両方とも毎日2回以上は食べていますか	はい	いいえ
3. 「さきいか」、「たくあん」くらいの固さの食品を普通に噛みきれますか	はい	いいえ
4. お茶や汁物でむせることがありますか	いいえ	はい
5. 1回30分以上の汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施していますか	はい	いいえ
6. 日常生活において歩行または同等の身体活動を1日1時間以上実施していますか	はい	いいえ
7. ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速いと思いますか	はい	いいえ
8. 昨年と比べて外出の回数が減っていますか	いいえ	はい
9. 1日に1回以上は、誰かと一緒に食事をしますか	はい	いいえ
10. 自分が活気に満ちていると思いますか	はい	いいえ
11. 何よりもまず、物忘れが気になりますか	いいえ	はい

体力測定に対する評価基準等

- 事業場の作業態様等にあわせた体力測定を実施することとし、安全作業に必要な体力について定量的に測定する手法、評価基準は、安全衛生委員会等の審議により構築すること。
- 体力測定の評価基準を設ける場合、高年齢者が従事する職務内容等に対して合理的水準に設定すること。
- 体力測定の評価基準を設けない場合、結果を高年齢者の気付きにつなげるとともに、業務に従事する上で考慮すべきことを検討する際に活用することが考えられること。

体力測定に対する評価基準等

- 労働者の体力に幅があることを前提とし、安全作業のために必要な体力水準に満たない労働者がいる場合は、**職場環境改善**に取り組むとともに、当該労働者も作業に必要な**体力の維持向上**に取り組む必要があること。
- 高年齢者が病気や怪我による休業から復帰する際、**休業前の体力チェックの結果を休業後のものと比較**することで、体力の状況等の客観的な把握、体力の維持向上への意欲や作業への注意力の高まりにつながり、有効であること。

健康状態、体力等の情報の取扱い

高年齢者を含む労働者の健康等に関する情報を取扱う場合、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」に基づき、情報取扱規定によること。

また、体力の把握に当たり、労働者の不利益な取扱いを防止するため、本人の同意の取得方法、情報の取扱等の事業場内手続に関して、安全衛生委員会等の労働者の意見を聞く場を活用して決定すること。

労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針

平成30年9月7日 労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱い指針公示第1号
改正 令和4年3月31日 労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱い指針公示第2号

1 趣旨・総論

事業者が、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき実施する健康診断等の健康を確保するための措置（以下「健康確保措置」という。）や任意に行う労働者の健康管理活動を通じて得た労働者の心身の状態に関する情報（以下「心身の状態の情報」という。）については、そのほとんどが個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第3項に規定する「要配慮個人情報」に該当する機微な情報である。そのため、事業場において、労働者が雇用管理において自身にとって不利益な取扱いを受けるという不安を抱くことなく、安心して産業医等による健康相談を受けられるようにするとともに、事業者が必要な心身の状態の情報を収集して、労働者の健康確保措置を十全に行えるようにするためには、関係法令に則った上で、心身の状態の情報が適切に取り扱われることが必要であることから、事業者が、当該事業場における心身の状態の情報の適正な取扱いのための規程（以下「取扱規程」という。）を策定することによる当該取扱いの明確化が必要である。こうした背景の下、労働安全衛生法第104条第3項及びじん肺法（昭和35年法律第30号）第35条の3第3項に基づき公表する本指針は、心身の状態の情報の取扱いに関する原則を明らかにしつつ、事業者が策定すべき取扱規程の内容、策定の方法、運用等について定めたものである。

その上で、取扱規程については、健康確保措置に必要な心身の状態の情報の範囲が労働者の業務内容等によって異なり、また、事業場の状況に応じて適切に運用されることが重要であることから、本指針に示す原則を踏まえて、事業場ごとに衛生委員会又は安全衛生委員会（以下「衛生委員会等」という。）を活用して労使関係の下で、その内容を検討して定め、その運用を図る必要がある。

なお、本指針に示す内容は、事業場における心身の状態の情報の取扱いに関する原則である。このため、事業者は、当該事業場の状況に応じて、心身の状態の情報が適切に取り扱われるようその趣旨を踏まえつつ、本指針に示す内容とは異なる取扱いを行うことも可能である。しかしながら、その場合は、労働者に、当該事業場における心身の状態の情報の取り扱う方法及び当該取扱いを採用する理由を説明した上で行う必要がある。

2 心身の状態の情報の取扱いに関する原則

（1）心身の状態の情報を取り扱う目的

健康状態、体力の状況に応じた措置

把握した健康状態、体力測定結果を踏まえ、必要に応じて以下の事項に留意の上、**就業上の措置**を講じること。

- 就業上の措置として、労働時間短縮、深夜業の減少、作業転換等があること。
- 脳・心疾患は加齢により発症確率が増加、基礎疾患の罹患状況を考慮する。
- 労働時間、作業内容に変更を加える場合は、産業医等の意見を聴取すること。また、本人と十分に協議し、了解が得られるよう努めること。

健康、体力の保持増進

高年齢者を対象とした**身体機能等の維持、向上のための取組**を実施することが望ましい。

健康状態、体力測定結果に基づき、必要に応じて、運動指導、栄養指導、保健指導、メンタルヘルスケア等を実施する。これらについては、通常健康診断後の保健指導等とは異なり、生活習慣病の予防だけでなく、フレイル、ロコモティブシンドローム予防にも留意すること。

体力、身体能力の維持、増進には、継続的な運動が有効であるが、運動を行う時間、場所への配慮、保健師、専門的な知識を有する専門家による運動指導を行うことが望ましい。

健康、体力の保持増進

事業場における健康保持増進に係る指針等としては以下が存在するため、必要に応じてこれらに基づき、組織的に労働者の心身両面にわたる健康保持増進に取り組むことが望ましい。

- 事業場における労働者の健康保持増進のための指針
- 労働者の心の健康の保持増進のための指針
- 健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針
- 定期健康診断における有所見率の改善に向けた取組について（通達）

滋賀産業保健総合支援センター

健康保持増進のための 職場訪問支援サービスのご案内

工作中的「転倒災害」や「腰痛」等の労働災害防止に向けて
専門家を無料で派遣・アドバイスや従業員教育を実施します

無料支援サービスの内容

健康測定・チェック

- ・健康度や体力、姿勢の測定 ・バランス・ロコモ度チェック
- ・職場環境のチェック ・作業状況から見た転倒防止・腰痛予防対策

社内セミナーの実施や実技指導、運動アドバイスなど

- ・転倒防止のためのバランス運動 ・腰痛予防のための運動
- ・職場でできるストレッチ体操 ・メタボ改善に向けた運動指導等
- ・作業姿勢の改善や適切な作業管理、作業環境改善等

支援までの流れ



転倒や無理な動作が引き起こす腰痛による労働災害は年々増加する傾向にあります。この機会に職場での労働者の健康保持増進をすすめ転倒・腰痛災害を撲滅すると共に「ゼロ災害」の職場づくりを進めて行きましょう！

－まずは、下記連絡先までご相談ください！－



独立行政法人労働者健康安全機構
滋賀産業保健総合支援センター
<https://www.shigas.johas.go.jp> TEL077-510-0770

(R5.7.1)

理学療法士等による高年齢者への運動指導だけではなく、全年齢層への運動習慣の定着指導、定期健康診断の有所見者への保健指導、メタボ対策、その他、転倒災害、腰痛災害防止についても支援サービスを受けることが可能

高年齢者に対する教育

労働安全衛生法で定める雇入時、配置換時教育、職長教育、技能講習、特別教育を確実に行う他、**高年齢者向け安全衛生教育**を別途行う。

実施内容、留意事項等は以下のとおり。

- 身体機能等の低下が労働災害リスクにつながることを理解するとともに、体力測定を通じて身体機能等を客観的に認識し、体力維持、生活習慣改善の必要性を自覚すること。
- 骨密度が低いと骨折しやすく、転倒災害リスクが高くなるため、食事、運動等により骨密度が維持できること、骨粗鬆症健診を地域で受診できる場合があることを周知すること。

高年齢者に対する教育

- 高年齢者の転倒災害は、危険性を感じられない箇所で発生している事例もあるため、危険箇所の視認性向上とともに、段差周辺に注意を払うよう意識付を行うことが有効。
- 第三次産業における軽作業等でも災害に至る可能性があることを周知すること。
- 勤務シフト等から集合研修の実施が困難な場合においては、視聴覚教材を活用した教育も有効であること。
- 危険予知訓練（KYT）を通じた危険感受性の向上教育や、VR技術を活用した危険体感教育も有効であること。

管理監督者に対する教育

管理監督者、安全衛生担当者、高年齢者と共に働く各世代の労働者に対しても、以下の事項についての安全衛生教育を行うことが望ましい。

- 高年齢者の特性と安全衛生対策（高年齢者を支援するための器具、装具等に関しても直接取扱う機会を設けることが望ましい）
- 加齢に伴う労働災害リスクの増大と対策
- 管理監督者の職務と責任（現場の高年齢者に直接話しかけ、無理な作業を行っていない確認すること）
- 労働者の健康問題が経営に及ぼすリスク

労働者と協力して取り組む事項

高年齢者の労働災害を防止するためには、事業者は、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理その他の必要な措置を講じるよう努める必要がある。

個々の労働者も、自らの身体機能の低下が労働災害リスクにつながることを理解し、**労使協力の下**、転倒、腰痛災害等の防止のために行われているラジオ体操等への積極的な参加、筋トレ等による筋力、ストレッチ等による柔軟性の向上等の体力維持、増進、適正体重の維持等の食生活の改善等、に取り組むこと。

国等による支援の積極活用

事業者が高年齢者の労働災害防止対策に取り組むに当たっては、以下の支援制度が活用できるため、積極的に活用すること。

- (独)高齡・障害・求職者雇用支援機構
高年齢者労働災害防止対策事例をHP公開
- 中央労働災害防止協会
中小規模事業場安全衛生サポート事業
- 滋賀産業保健総合支援センター
理学療法士等による各種指導
- エイジフレンドリー補助金

高齢・障害・求職者雇用支援機構HP

「安全衛生」で検索
取組事例が閲覧可能

The screenshot shows the homepage of the Japan Employment and Training Center (JEED). At the top, the JEED logo is displayed with the tagline "一緒に、はたらく。ともに /". Below the logo, a navigation bar includes links for "機構ホーム", "全国の施設", "高齢者雇用の支援", "障害者の雇用支援", "職業能力開発の支援", and "機構について". A search bar on the right is labeled "サイト内検索" and "検索".

The main banner is for the "第28回 令和8年度 職業訓練教材コンクール" (28th Annual Vocational Training Textbook Competition). It features the text "教材コンクールに挑戦しよう!" (Let's challenge the textbook competition!) and "教える人の数だけ、いい教材がある" (There are as many good textbooks as there are teachers). The banner also states "応募受付中!" (Applications are being accepted!) and "応募締切 令和8年 7月17日 (土)" (Application deadline: July 17, 2026 (Sat)).

On the left side of the banner, the logo of the Ministry of Health, Labour and Welfare (厚生労働省) is visible with the text "ひと、暮らし、みらいのために" (For people, for life, for the future). On the right side, there is a small blue square icon.

At the bottom right, there is a small notification box with a red icon and the text "納付金、助成金の行方はこちらへ" (Where to find payment and subsidy information). Below this, there is a question "どのようなことにご関心でしょうか?" (What are you interested in?). At the very bottom right, there are buttons for "再生" (Play) and "停止" (Stop).

中小規模事業場安全衛生サポート事業

費用は
無料です！



中小規模事業場

安全衛生サポート事業

をご活用ください！



令和6年の労働災害死傷病者数約136,000人のうち、従業員99人以下の事業場でその74%が発生しています。中央労働災害防止協会では、その減少を目的に「中小規模事業場安全衛生サポート事業」を実施しています。サポートには、個別の事業場を支援する「**個別支援**」と、商工会や工業団地などの集団を支援する「**集団支援**」の2種類があります。是非ご利用ください。

<個別支援>

費用 無料

対象

- 労災保険加入の製造業、第三次産業（小売業、飲食店、社会福祉施設等）、鉱業、農業
- 労働者数が概ね100人未満の事業場（工場、施設、店舗、採石場、農場等）

所要時間 2時間程度

1 現場確認で弱点を探し出します

安全衛生専門家が職場にお伺いし、職場の状態や作業の問題点を明らかにしアドバイス等を行います。

2 教育 3 アドバイス

～オンラインでも対応します～

現場確認を参考に職場に必要な教育やアドバイスを実施します。

- 安全衛生の弱点を明らかにし改善の手順をお伝えします。
- 職場巡回に同行し、巡回における目の付けどころをアドバイスします。
- 転倒、滑倒、墮落、転落災害の予防のアドバイスを行います。
- 機械災害の芽となる「危険源」を見つけ、リスク低減の具体的方法をお伝えします。
- はさまれ巻き込まれ防止等のための機械設備のアドバイスを行います。
- 化学物質による健康障害や爆発火災等のリスク評価の進め方をお伝えします。



※個別支援において知り得た事業場の情報は、行政機関はじめ第三者が知ることはありません。ただし、中災防が法令に基づく情報の開示を求められた場合を除きます。

安全管理士等の専門家が
事業場を訪問し、助言等
を行う制度

滋賀産業保健総合支援センター

健康保持増進のための 職場訪問支援サービスのご案内

工作中的「転倒災害」や「腰痛」等の労働災害防止に向けて
専門家を無料で派遣・アドバイスや従業員教育を実施します

無料支援サービスの内容

健康測定・チェック

- ・健康度や体力、姿勢の測定 ・バランス・ロコモ度チェック
- ・職場環境のチェック ・作業状況から見た転倒防止・腰痛予防対策

社内セミナーの実施や実技指導、運動アドバイスなど

- ・転倒防止のためのバランス運動 ・腰痛予防のための運動
- ・職場でできるストレッチ体操 ・メタボ改善に向けた運動指導等
- ・作業姿勢の改善や適切な作業管理、作業環境改善等

支援までの流れ



転倒や無理な動作が引き起こす腰痛による労働災害は年々増加する傾向にあります。この機会に職場での労働者の健康保持増進をすすめ転倒・腰痛災害を撲滅すると共に「ゼロ災害」の職場づくりを進めて行きましょう！

－まずは、下記連絡先までご相談ください！－



独立行政法人労働者健康安全機構
滋賀産業保健総合支援センター
<https://www.shigas.johas.go.jp> TEL077-510-0770

(R5.7.1)

理学療法士等による高年齢者への運動指導だけではなく、全年齢層への運動習慣の定着指導、定期健康診断の有所見者への保健指導、メタボ対策、その他、転倒災害、腰痛災害防止についても支援サービスを受けることが可能

エイジフレンドリー補助金

中小企業事業者の皆さまへ
令和8年度（2026年度）版

「令和8年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- 高齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導など経費の一部を補助します。
- 高齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を支給します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。
- 申請の前に、**本リーフレットのほか、必ずホームページに掲載したQ&Aもご確認ください。**

補助金申請受付期間 令和8年5月20日(水)～10月31日(土)
 ただし、専門家総合対策コースの第1段階の申請期限は8月31日(月)
【注意】 予算額に達した場合は、受付期間の途中で申請受付を終了することがあります。

次のいずれも満たす中小企業事業者が対象です(中小企業事業者の範囲は5ページの【参考】を参照)。

- ・ 1年以上事業を実施していること
- ・ 役員を除き、自社の労災保険適用の**高齢労働者(60歳以上)**が常時1名以上就労していること

I 専門家総合対策コース（職場環境改善・運動指導等）

以下の第1段階と第2段階に分かれた申請となります。

第1段階	第2段階
A. 労働安全衛生に係る専門家によるリスクアセスメントの実施 【補助対象】 労働安全衛生に係る外部専門家による、高齢労働者の特性に配慮したリスクアセスメントを受けるに当たって必要な経費 補助率：4/5 上限額：100万円 (B、Cの関連補助金額を含む) (消費税を除く) <u>※外部専門家の代わりに、自社の安全衛生担当者によるリスクアセスメントを実施し、その結果を踏まえて、右記の第2段階の申請から行うことも可能です(その場合は第1段階の申請は不要です)。</u> 第1段階の申請期限は、令和8年8月31日までとなっております。 ご確認ください。 エイジフレンドリー	B. リスクアセスメント結果を踏まえた高齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策（熱中症対策は除く） 【補助対象】 リスクアセスメント結果を踏まえた高齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費（対象の高齢労働者（役員、派遣労働者を除く）が補助対象に係る業務に就いていること。） 補助率：1/2 上限額：100万円 (A、Cの関連補助金額を含む)。 (消費税を除く)
	第2段階 C. リスクアセスメント結果を踏まえた高齢労働者を含む全ての労働者の転倒防止・腰痛予防のための運動指導等の取組 【補助対象】 リスクアセスメント結果を踏まえた労働者の身体機能低下による転倒や腰痛を防止するため、専門家等による身体機能のチェック及び運動指導等に要する経費（役員、派遣労働者を除く労働者に対する取組に要する経費に限ります。） 補助率：1/2 上限額：100万円 (A、Bの関連補助金額を含む)。 (消費税を除く)

II 熱中症対策コース 【補助率：1/2 上限額100万円（消費税を除く）】

【補助対象】
暑熱な環境による熱中症予防策として身体機能の低下を補う装置・設備の導入に要する経費

III コラボヘルスコース 【補助率：3/4 上限額 30万円（消費税を除く）】

【補助対象】
コラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組（健康診断結果のデータ提供を含む）に要する経費

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

助成対象となる事業主

助成対象となるには以下の全ての事項を満たす事業主である必要がある。

- ① 労働者災害補償保険の適用事業主
- ② 下表のいずれかに該当する中小企業事業主
- ③ 60歳以上の労働者が常時1名以上就労

業 種		常時雇用する労働者数	or 資本金又は出資金総額
小売業	小売業、飲食店、配達飲食サービス業	50人以下	5000万円以下
サービス業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業、医療・福祉、複合サービス(協同組合等) など	100人以下	5000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	農業、林業、漁業、建設業、製造業、運輸業、金融業、保険業 など	300人以下	3億円以下

補助金の申請等について

◆申請区分

- I 専門家総合対策コース（2段階）
- II 熱中症対策コース
- III コラボヘルスコース

◆助成金額

- I II：上限100万円 III：上限30万円

◆申請期間

令和8年10月31日まで（Iの1段階は8/31）

◆申請先

エイジフレントリー補助金事務センター（TEL:03-6381-7507）

治療と仕事の 両立支援について

治療と仕事の両立支援の必要性

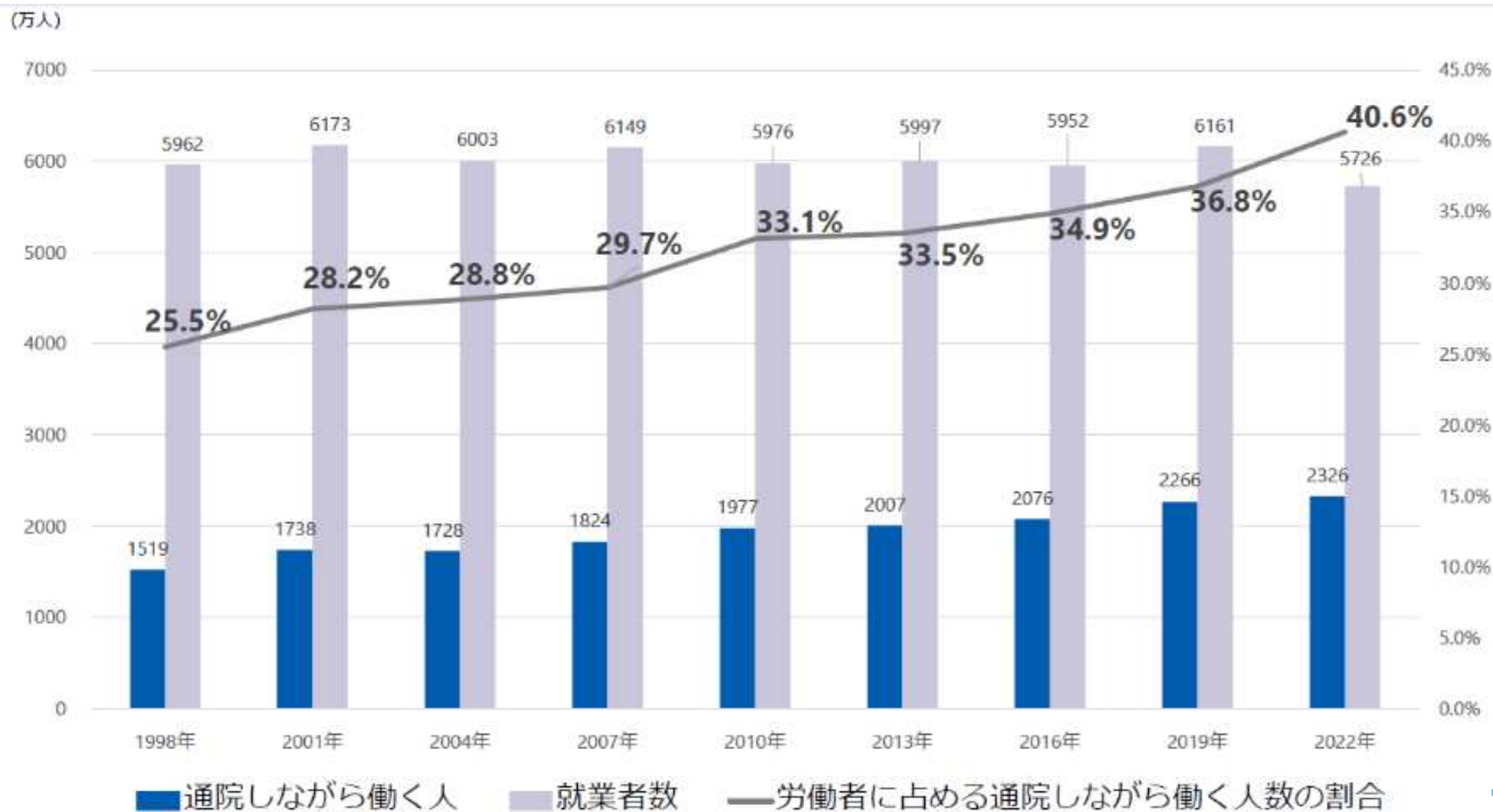
定年年齢の引上により、60歳を超えても働き続けることが一般的になっている一方で、必然的にがん等の疾病に罹患する労働者の割合が増加することになります。

以前は退職して治療に専念することが多かった疾病も、現在では治療技術向上により、長く付き合う病気に変化し、就労しながら治療を行うことを希望する労働者が増加しています。

労働力不足が深刻化する社会においては、治療と仕事の両立に対する支援は優先課題となっており、国、県等が連携して取組を進めているところです。

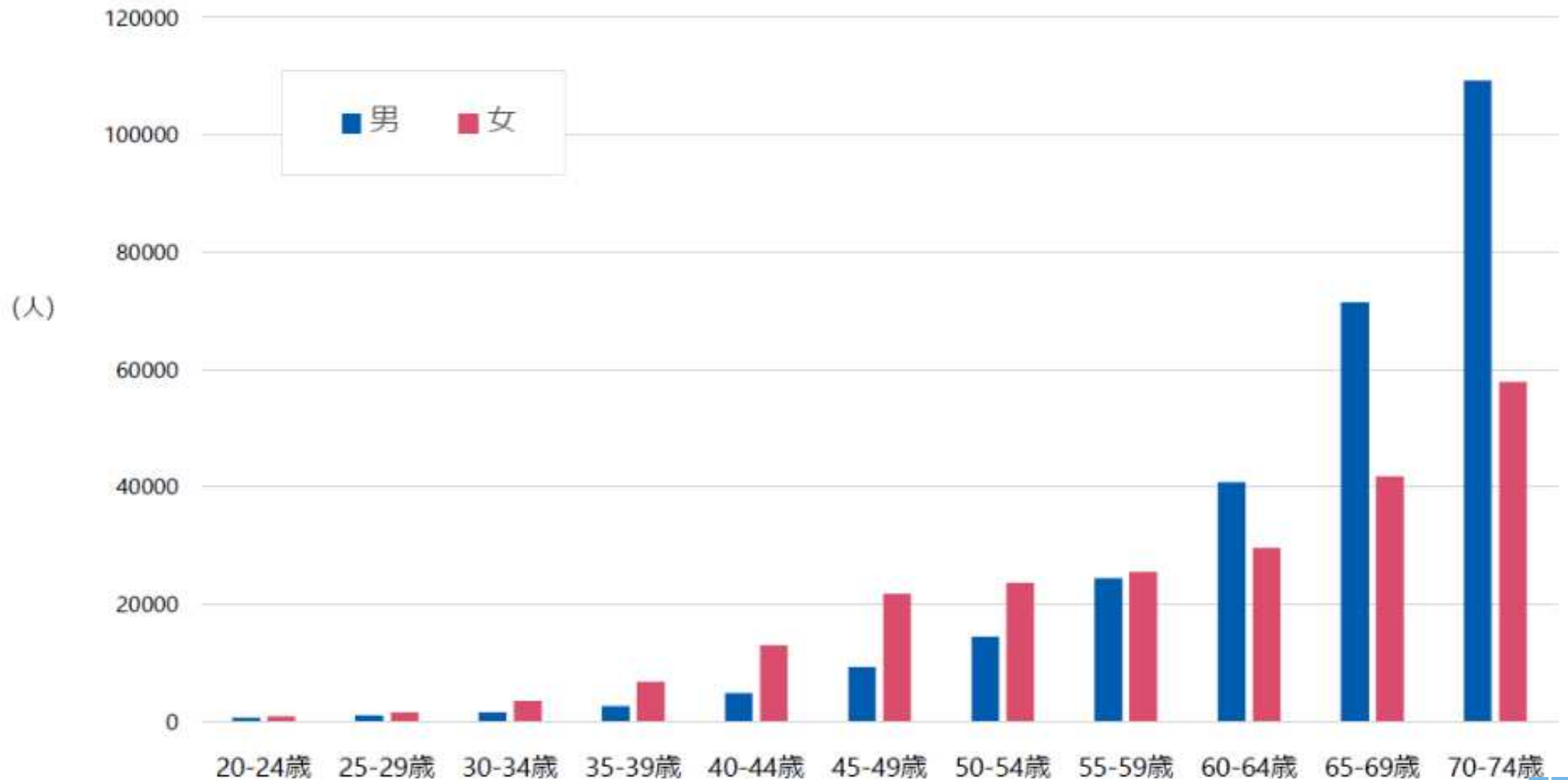
疾病を抱える労働者の通院状況

何らかの疾病で通院している就業者数は40%を超え、増加傾向にある。



がんの年齢層別罹患状況

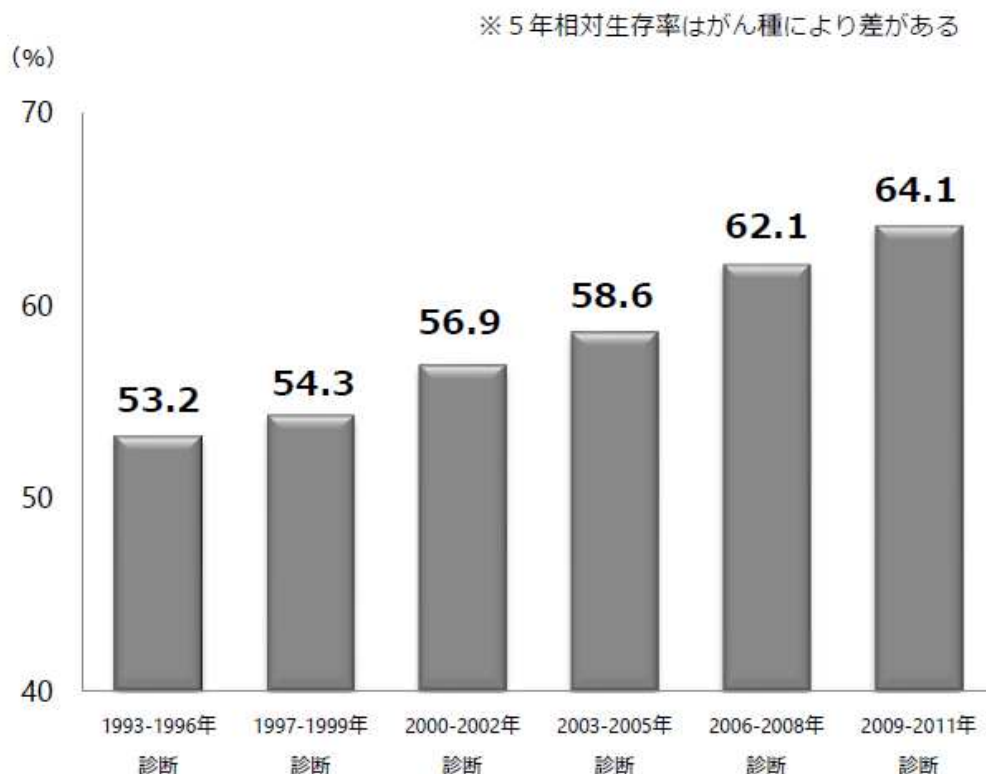
一般に年齢層が上がるほど、がんに限らず疾病を抱える割合が増加。



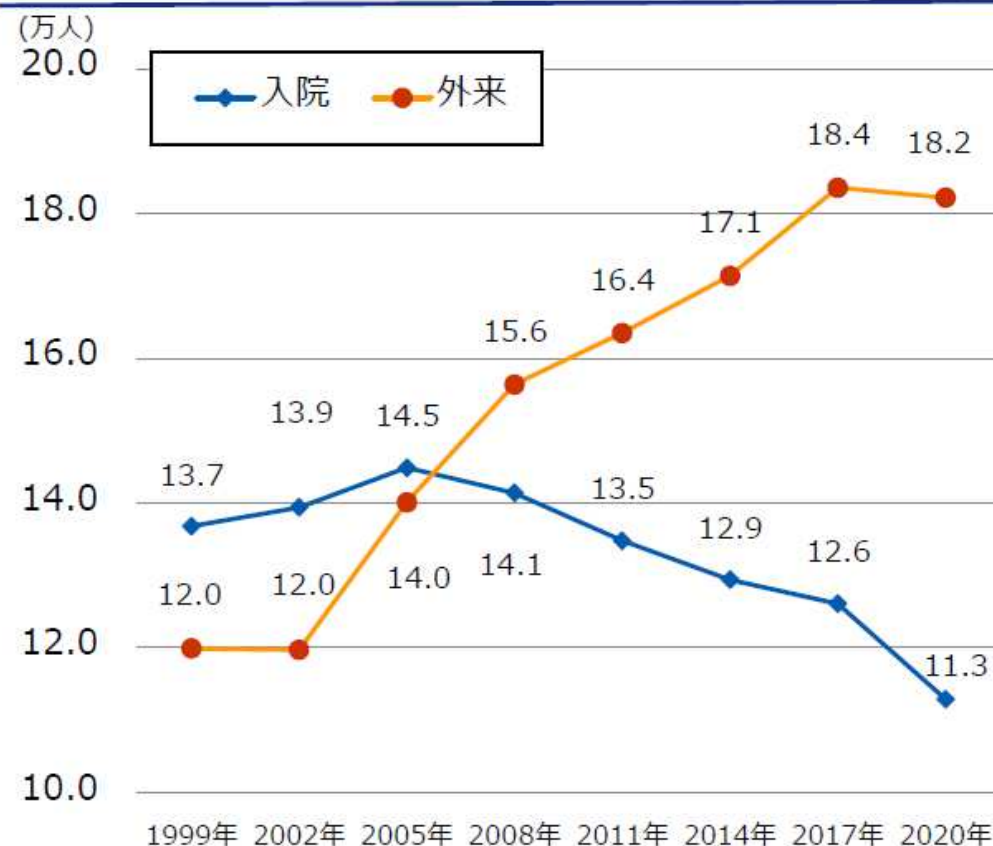
がん患者の就業可能性

がん患者の5年生存率は向上し、治療の副作用、症状等を見つつ、通院治療を受ける割合も増加。

がん患者の5年相対生存率※の推移



がんの入院患者・外来患者数の推移



疾病を理由とする退職の時期

疾病を理由として退職した労働者の約25%は、最初の治療が開始される前に退職している。

(単位：%)

退職した時期（治療段階）	割合	}	治療開始前
診断確定時	12.0		
診断から最初の治療まで	13.3		
最初の治療中	31.2		
治療終了後から復帰まで	11.0		
復帰後	22.1		
再発後	10.4		
治療開始前・計	25.3		

労働安全衛生法上の位置付

労働安全衛生法では、健康診断の実施及び医師の意見に基づく就労上の措置（作業転換、労働時間短縮等）が事業者には義務付けられている。他、保健指導、精密検査等の受診勧奨等が努力義務とされています。

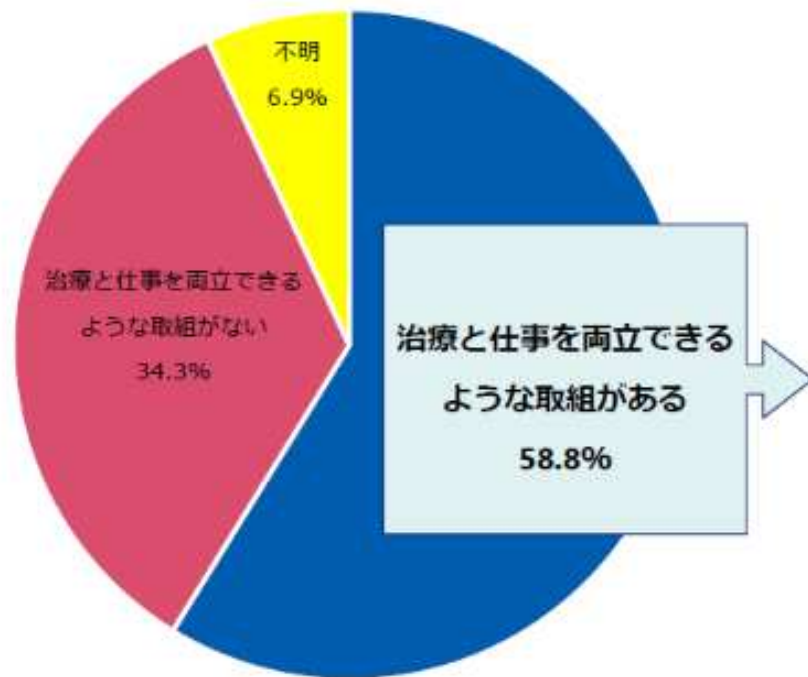
また、中高年齢労働者の就業にあたって、特に配慮を必要とする者については、その適正配置を努力義務としています。

これらから、疾病を抱える労働者を就労させる場合、事業者への努力義務として、業務により疾病が増悪しないよう、就業上の措置、治療への配慮を行うことが求められます。

事業場における取組状況

約6割の事業場で、何らかの治療と仕事の両立支援に係る取組を実施している。

治療と仕事を両立できるような取組の有無



治療と仕事を両立できるような取組の内容



治療と仕事の両立支援のためのガイドライン

労働安全衛生法では大まかな内容のみ記載され、事業場において具体的な実施事項等については、**事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン**により示されています。



ガイドラインの認知度

事業場規模が小規模になるなど、ガイドラインの認知度が低い。小規模事業場の取組へのサポートが必要と考えられる。

(単位：%)

	内容等も含め知っている	聞いたことはあるが 内容を知らない	知らない
1,000人以上	58.9	22.4	17.3
300～999人	31.4	42.4	25.6
100～299人	20.9	43.8	34.2
50～99人	12.4	36.9	48.9
30～49人	5.7	35.6	56.7
10～29人	5.2	30.3	61.7

ガイドラインの内容

事業者が行うべき両立支援の取組事項を、病気ごとの留意事項を含めて取りまとめたもの。

対象労働者

雇用形態いかんに関わらず
全ての労働者

対象疾患

反復・継続した治療が必要な
全ての疾病

事業場における両立支援のための環境整備

- 事業者による基本方針の表明と労働者への周知
- 研修等による両立支援に関する社内啓発
- 相談窓口の明確化、社内における両立支援体制の整備
- 個人情報の取扱い方法の明確化
- 治療内容や症状、業務内容や通院・通勤事情など個人の状況に配慮した休暇制度・勤務制度等の整備（例）時間単位の有給休暇、病気休暇、時差出勤、テレワーク、短時間勤務等



事業場における両立支援の実施手順



両立支援カード

労働者（患者）が主治医に勤務情報を伝え、主治医が事業場側に就業上の意見を示す様式。

STEP1 本人記載欄		STEP2 医師記載欄	
氏名 _____ 生年月日 _____ 住所 _____ 勤務内容（有期雇用の場合は雇用契約期間も併せてご記入ください） _____ 勤務時間 _____ 時 _____ 分 ~ _____ 時 _____ 分（休憩 _____ 時間、週 _____ 日間）		診断名 _____ 現在の症状 _____ 今後の治療内容 _____ 通院頻度 _____ 就業に関する意見 ☐ 可 ☐ 下記A〜Fの条件付き可 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日 ☐ 職場で不可	
1 上記勤務内容に 含まれる作業 (右記(1) ~ (3)に ついて該当する作業 に○を記してください)	(1) 身体上の負担がある作業 ① 立位作業 ②-a 重量物の取扱作業 ②-b 体を大きく動かす作業 ③ 暑熱/寒冷/屋外作業 ④ 振動/騒音/振動作業 ⑤-a 不特定多数の人と対面する作業 ⑤-b 感染予防等の処置作業 ⑥ 化学物質や粉塵等で呼吸器保護具を装着する作業	ア 病状の悪化や 労働災害など 事故に巻き込 まれることを 防ぐために配 置が必要とな る事項（本人記 載欄1の作業に 対応する配慮 事項）	(1) ①作業 ☐ 作業可 ☐ 立位の時間の制限 ☐ 椅子等の準備 ☐ 作業は当面不可 (1) ②作業 ☐ 作業可 ☐ 作業時間や回数等の制限 ☐ 負荷の軽減 ☐ 作業は当面不可 (1) ③作業 ☐ 作業可 ☐ 作業時間や回数等の制限 ☐ 空調機器の利用 ☐ 作業は当面不可 (1) ④作業 ☐ 作業可 ☐ 振動の少ない工具の利用 ☐ 作業時間の制限 ☐ 作業は当面不可 (1) ⑤作業 ☐ 作業可 ☐ 作業時間の制限 ☐ 保護具の着用 ☐ 作業は当面不可 (1) ⑥作業 ☐ 作業可 ☐ 作業時間の制限 ☐ 作業強度の制限 ☐ 作業は当面不可 (2) 作業 ☐ 作業可 ☐ 当人や他者への危害を防止する安全措置等 ☐ 作業は当面不可 (3) 作業 ☐ 作業可 ☐ 当人の安全を確認できる配慮等 ☐ 作業は当面不可
	(2) 事故の可能性が高まる作業 ① 1人作業 ② 高所作業 ③ 危険な機械操作・自動車運転		イ 本人記載欄1 の作業につい て、上記A以 外の必要な配 慮事項・Aの 配慮の補足事 項
	(3) 心身の負担が高いと感じる作業 ① 残業・休日労働など（長時間労働） ② 出張 ③ 夜勤 ④ その他 _____		ウ 本人記載欄2の利用可能な社 内制度を踏まえた、上記A 以外の、患者が働き続ける ために医学的理由から配慮が 望ましい事項
	(1) ~ (3)の作業について、 特に医師意見を求める作業内容 およびその理由		エ 次のページ「配慮の例」も参照の 上で、ご記入ください
2 利用可能な社内 制度 ☐ 時間単位の年次有給休暇 ☐ 平日単位の年次有給休暇 ☐ 傷病休暇・病気休暇 ☐ 勤務日数短縮（週 _____ 日勤務） ☐ 短時間勤務 ☐ 時差出勤 ☐ フレックスタイム ☐ 試し出勤 ☐ 在宅勤務 ☐ その他 _____	① 常勤勤務 ☐ 交替勤務（深夜勤務なし） ☐ 交替勤務（深夜勤務あり） ☐ その他 ①例：自発的な就業が困難な勤務形態等 _____		
勤務形態 ☐ 常勤勤務 ☐ 交替勤務（深夜勤務なし） ☐ 交替勤務（深夜勤務あり） ☐ その他 ①例：自発的な就業が困難な勤務形態等 _____	通勤方法（該当すべてに✓し通勤時間をご記入ください） ☐ 徒歩 ☐ 公共交通機関（乗車可能） ☐ 公共交通機関（乗車不可能） ☐ 自動車 ☐ 通勤なし（在宅勤務） ☐ その他 _____ 通勤時間 片道 _____ 分		
年次有給休暇日数 残 _____ 日間	医師署名欄 _____ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医師職名 _____（主治医署名） 本人署名欄 _____ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____（本人署名）		

事業者（産業医）と主治医間の情報共有用シートの様式が示され、H30に診療報酬の対象に。

86

診療報酬(療養・就労両立支援指導料)

対象疾患

がん、脳血管疾患、肝疾患（慢性経過）、指定難病、心疾患、糖尿病、若年性認知症

初回：800点（情報通信機器を用いて行った場合：696点）

- ① 患者と事業者が共同で勤務情報提供書を作成する
- ② 勤務情報提供書を主治医に提出する
- ③ 患者に療養上必要な指導を実施する
- ④ 主治医が企業に対して診療情報を提供する（AもしくはBによる）

A) 患者の勤務する事業場の産業医等に対して、就労と治療の両立に必要な情報を記載した文書の提供を行う。

B) 当該患者の診察に同席した産業医等に対して、就労と治療の両立に必要なことを説明する。

※産業医等：産業医、保健師、総括安全衛生管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者



2回目以降：400点（情報通信機器を用いて行った場合:348点）

- ⑤ 診療情報を提供した後の勤務環境の変化を踏まえ療養上必要な指導を実施する

※初回を算定した月から起算して3月を限度として、月1回に限り算定する

相談支援加算：50点

- 患者に対して、両立支援コーディネーター研修を修了した看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師が相談支援を行った場合について評価

滋賀県内における取組

職場における治療と仕事の両立支援を推進するため、滋賀労働局及び滋賀県庁が事務局となり、平成29年に**滋賀県地域両立支援推進チーム**（両立支援会議）を組織しました。学識経験者、医療関係者、患者団体、各種相談機関、カウンセラー、事業者及び労働者団体、行政関係者等、30名弱で構成されています。

毎年2回程度の会議を開催し、各機関の連絡体制構築の他、相談窓口の整理、拡充、**相談窓口案内用リーフレット**の作成、**主治医と会社（産業医）間の連絡シート**の整備、**実態把握の為の大規模調査、好事例集作成**等を行ってきました。

滋賀県内の相談窓口

疾病ごとの治療に関する窓口、職場での両立支援、就労支援、メンタルヘルス等、相談支援の種類ごとの窓口、出張相談窓口を整理、記載。

事業者・患者の皆様へ

治療と仕事の両立支援

令和6年度
滋賀県内の
相談窓口



治療と仕事の両立支援

がん情報ナビ

滋賀県のがんに関する情報を集めた、がん情報ナビ

がん情報ナビ

滋賀県地域両立支援推進チーム

滋賀県医師会、滋賀県立総合病院、連合滋賀、滋賀県中小企業家同友会、
滋賀労働基準協会、滋賀県社会保険労務士会、日本産業カウンセラー協会、
日本キャリア開発協会、滋賀県がん患者団体連絡協議会、
滋賀産業保健総合支援センター、滋賀労働局、滋賀県

両立支援 滋賀県内の相談窓口 検索

滋賀産業保健総合支援センター

患者本人ではなく、事業場が相談したい場合、
滋賀産業保健総合支援センターが窓口となる。
※ 両立支援関係の場合は事業場規模問わず

産業保健総合支援センター

※47都道府県

事業場で産業保健活動に携わる産業医、産業看護職、衛生管理者をはじめ、事業主、人事労務担当者などに対して、産業保健研修や専門的な相談への対応などの支援

○産業保健関係者に対する専門的研修

産業医、保健師、看護師、衛生管理者等を対象として、治療と仕事の両立支援を含む産業保健に関するテーマについて研修を実施。

- ・専門的研修（R4実績 5,244件 うち治療と仕事の両立支援関係 244件）

○産業保健関係者からの専門的相談対応

専門スタッフが治療と仕事の両立支援を含む産業保健に関する様々な問題について、窓口、電話、メール等で相談に応じ、助言を行う。

また、事業場の具体的な状況に応じた専門的な支援が必要な場合には、専門家（両立支援促進員）が企業を訪問し、両立支援に関する制度導入などについて、具体的な支援を実施。

- ・専門的相談（R4実績 7,308件※）※労災病院以外の医療機関（がん診療連携拠点病院等）での相談を含む
- ・両立支援個別訪問支援（R4実績 1,669件）

○個別の患者（労働者）に対する両立支援の実施に向けた個別調整

専門家（両立支援促進員）が、患者（労働者）の就労継続や職場復帰の支援に関する事業場との個別調整について支援。

- ・個別調整支援（R4実績 524件）

○事業主・労働者に対する啓発セミナー等

事業主、人事労務担当者などを対象とした治療と仕事の両立支援をテーマとする啓発セミナーや、希望する個別の事業場の産業保健関係者や労働者などを対象とした治療と仕事の両立支援をテーマとする職場内教育（意識啓発教育）を実施。

- ・両立支援啓発セミナー（R4実績 259件）
- ・両立支援意識啓発教育（R4実績 171件）

好事例を募集中

滋賀労働局において、両立支援に取り組む事業場、好事例の募集を行っています。現在、取り組みを行っている事業場は、滋賀労働局にご一報いただきますようお願いいたします。

滋賀労働局では、病気の治療と仕事の両立支援に取り組む事業所の「経営トップの基本方針」を募集しています！

「不治の病」とされていたがん等の疾病においては、医療の進歩等により生存率が向上し、「長く付き合う病気」に変化しつつあります。

労働者が病気になったからといって、すぐに離職しなければならないという状況が、今は必ずしも当てはまらなくなっています。

しかしながら、疾病などを抱える労働者のなかには、仕事上の理由で適切な治療を受けることができない場合や、疾病に対する労働者自身の不十分な理解や、職場の理解不足や支援不足により、離職に至ってしまう場合も見られているところです。

こうした状況から、労働者の病気の治療と仕事の両立支援に取り組む事業所に対する支援や、医療機関等における両立支援対策の強化も必要な状況となっています。

[治療と仕事の両立について](#) ← クリックすると厚生労働省ホームページにリンクします。

[治療しながら働く人を応援する情報ポータルサイト](#)

滋賀労働局では、病気の治療と仕事の両立支援に取り組む事業所の「経営トップの基本方針」を募集しています。応募のあった「経営トップの基本方針」は、滋賀労働局のホームページに掲載、紹介します（手続きが完了次第、順次掲載します）。

[募集要項応募様式](#) ← クリックするとリーフレットにリンクします。

【経営トップの基本方針】

これから治療と仕事の両立支援に取り組む事業所の参考にさせていただくため、すでに治療と仕事の両立支援に取り組んでいる事業所から応募のあった基本方針を掲載します。

[▶ ページの先頭へ戻る](#)

この記事に関するお問い合わせ先

応募いただいた好事例の公開

応募いただいた好事例は、滋賀労働局、滋賀県HPで公開しており、相談窓口リーフレットの裏面にQRコードを掲載。

3 県内拠点病院内の出張相談窓口		
出張相談窓口 (協定病院)	滋賀産業保健 総合支援センター	ハローワーク
滋賀県立総合病院 がん相談支援センター 予約受付：077-582-8141	毎月第4火曜日 13:30～16:30 予約制	毎月第1、3火曜日 13:30～16:30 予約制 (ハローワーク基津)
市立長浜病院 がん相談支援センター 予約受付：0749-68-2354	毎月第2水曜日 13:00～15:00 予約制	毎月第1、3月曜日 13:00～15:00 予約制 (ハローワーク長浜)
彦根市立病院 がん相談支援センター 予約受付：0749-22-6050	毎月第3水曜日 13:30～15:30 予約制	毎月第1水曜日 13:30～15:30 予約制 (ハローワーク彦根)
市立大津市民病院 滋養相談支援室 予約受付：077-522-4607(代表)	毎月第4水曜日 14:00～16:00 予約制	
大津赤十字病院 がん相談支援センター 予約受付：077-526-5366(直通)	毎月第3火曜日 14:00～16:00 予約制	毎月第3木曜日 14:00～16:00 予約制 (ハローワーク大津)
滋賀医科大学医学部 附属病院 滋養支援センター 予約受付：077-548-2111(代表)	毎月第2木曜日 13:00～15:00 予約制	毎月第4月曜日 14:00～16:00 予約制 (ハローワーク大津)
淡海医療センター 地域医療連携窓口 予約受付：077-516-2511	毎月第1木曜日 13:00～15:00 予約制	毎月第3水曜日 13:30～15:30 予約制 (ハローワーク基津)
東近江総合医療センター 地域医療連携室 予約受付：0748-22-3030	毎月第3木曜日 14:00～16:00 予約制	
済生会滋賀県病院 がん診療支援センター 予約受付：077-552-1221(代表)	毎月第2火曜日 13:00～15:00 予約制	
公立甲賀病院 がん相談支援センター 予約受付：0748-85-1641(直通)	毎月第1土曜日 14:00～16:00 予約制	毎月第3木曜日 14:00～16:00 予約制 (ハローワーク甲賀)
長浜赤十字病院 医療福祉相談窓口 予約受付：0749-63-2111(代表)	毎月第4木曜日 14:00～16:00 予約制	
「病気の治療と仕事の両立支援に取り組む事業所」を募集しています！		
①労働局好事例 ②滋養係表彰 どちらも応募いただけます。 応募、表彰された取組事例は、各HPに掲載し紹介いたします。 応募方法：右記QRコード参照 問合せ先：①滋賀労働局労働基準部健康安全課 TEL:077-522-6655 ②滋養係健康しが推進課 TEL:077-528-3655		
 		

リスクアセスメント について (参考資料)

リスクアセスメントとは

リスクアセスメントとは、労働者の就業に係る**危険性、有害性(ハザード)**を特定し、対策を検討する一連の流れを言う。

- 労働安全衛生法第28条の2

製造業等の業種の事業場(規模に係らず)を対象とし、職場における労働災害の危険性を除去するため、設備、作業行動等に起因する**危険性・有害性等の調査(リスクアセスメント)**を行い、その結果に基づき、必要な措置を講じるよう**努めなければならない**。

リスクアセスメントの効果

- 災害発生率の比較（年千人率）

リスクを比較可能な点数化 4 . 1 9

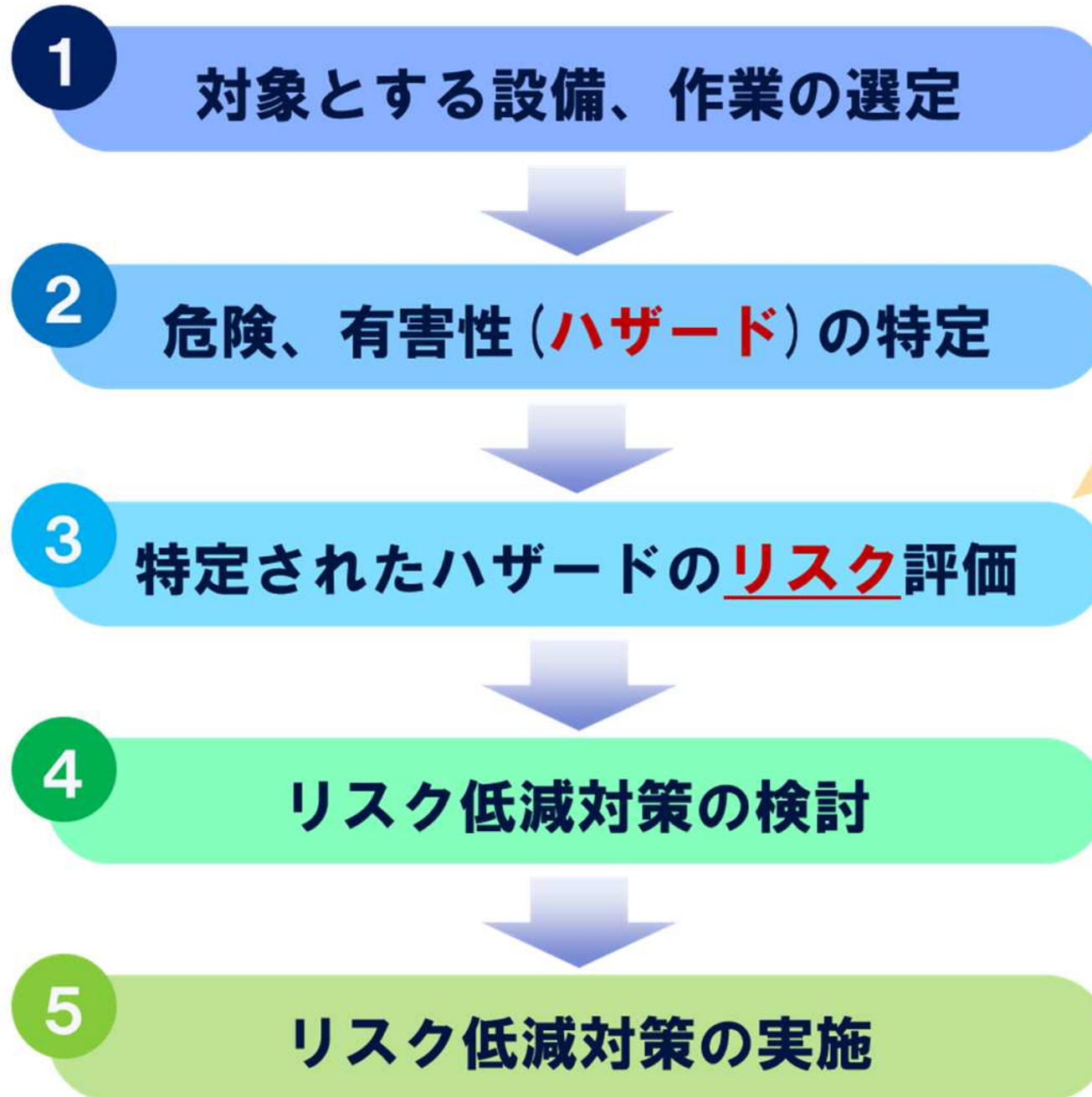
リスクを大まかに区分 5 . 4 4

未実施 6 . 1 5

- 具体的効果

- リスクレベルに応じた対策が取れる
- 安全対策の合理的な順序が決定できる
- 残留リスクへの守るべき事項（暫定的な対策）が明らかになる
- 費用対効果の観点から検討できる
- リスクに対する認識を共有できる

リスクアセスメントの流れ

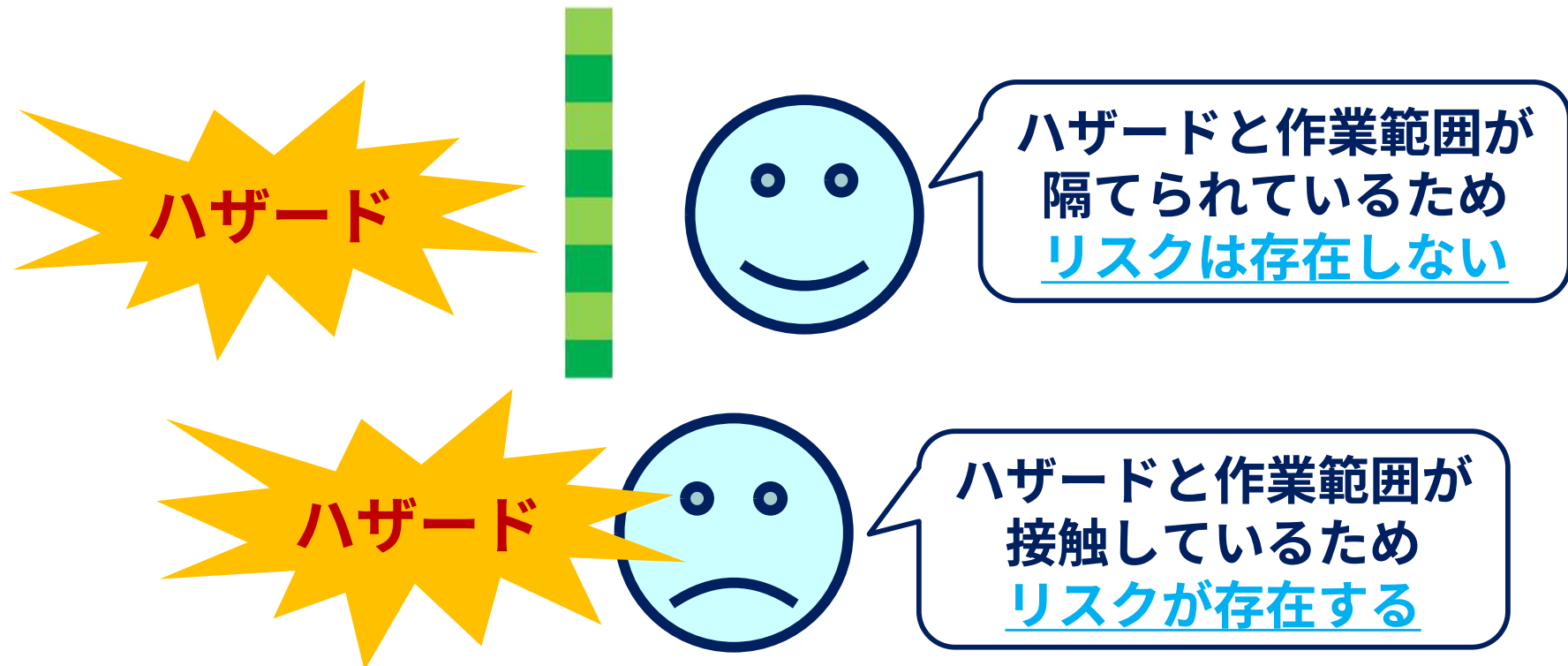


リスクとは…

特定されたハザードによって生じる恐れのある負傷等の重篤度と、その発生可能性を組み合わせたもの。

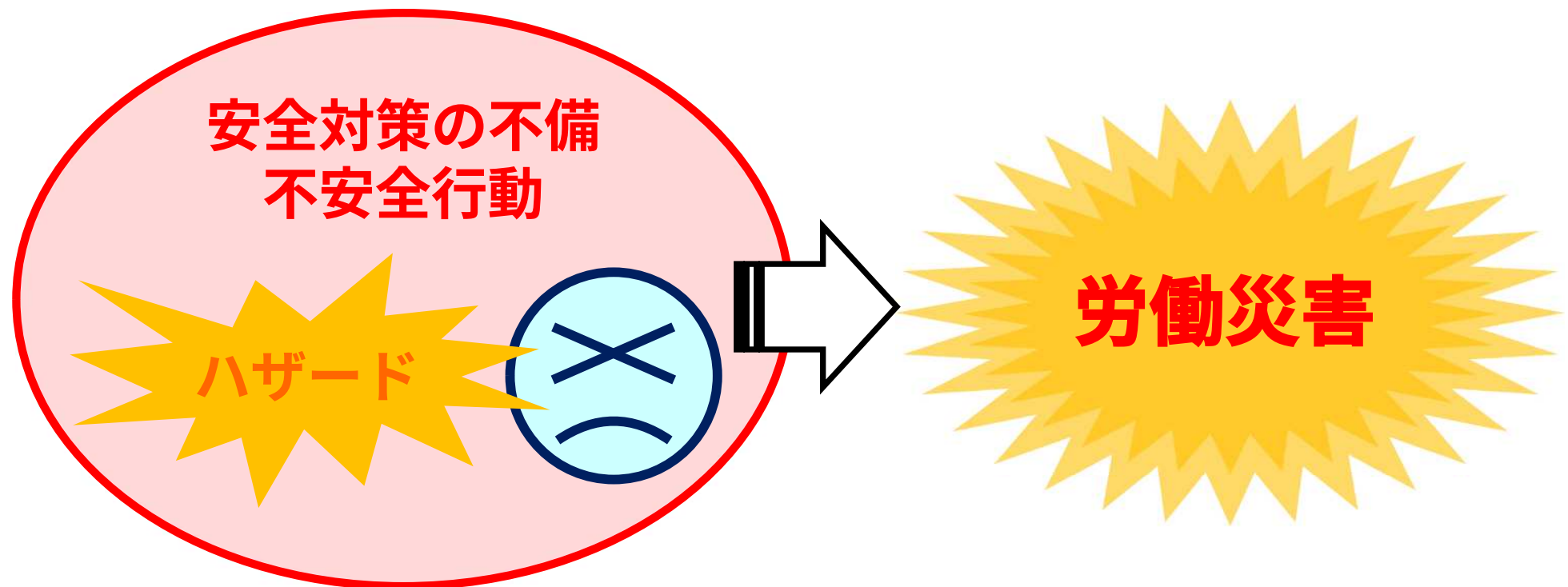
リスクとハザードの関係性

リスクとは、**作業者とハザードとの接触により発生**するものであり、ハザードが存在しても**作業者との接触がなければ、リスクは存在しない**ことになる。



リスクから災害発生に至るプロセス

ハザードと作業者が接触しリスクが存在する状況下、安全対策の不備、作業者の不安全行動がある場合、労働災害発生に至る可能性がある。



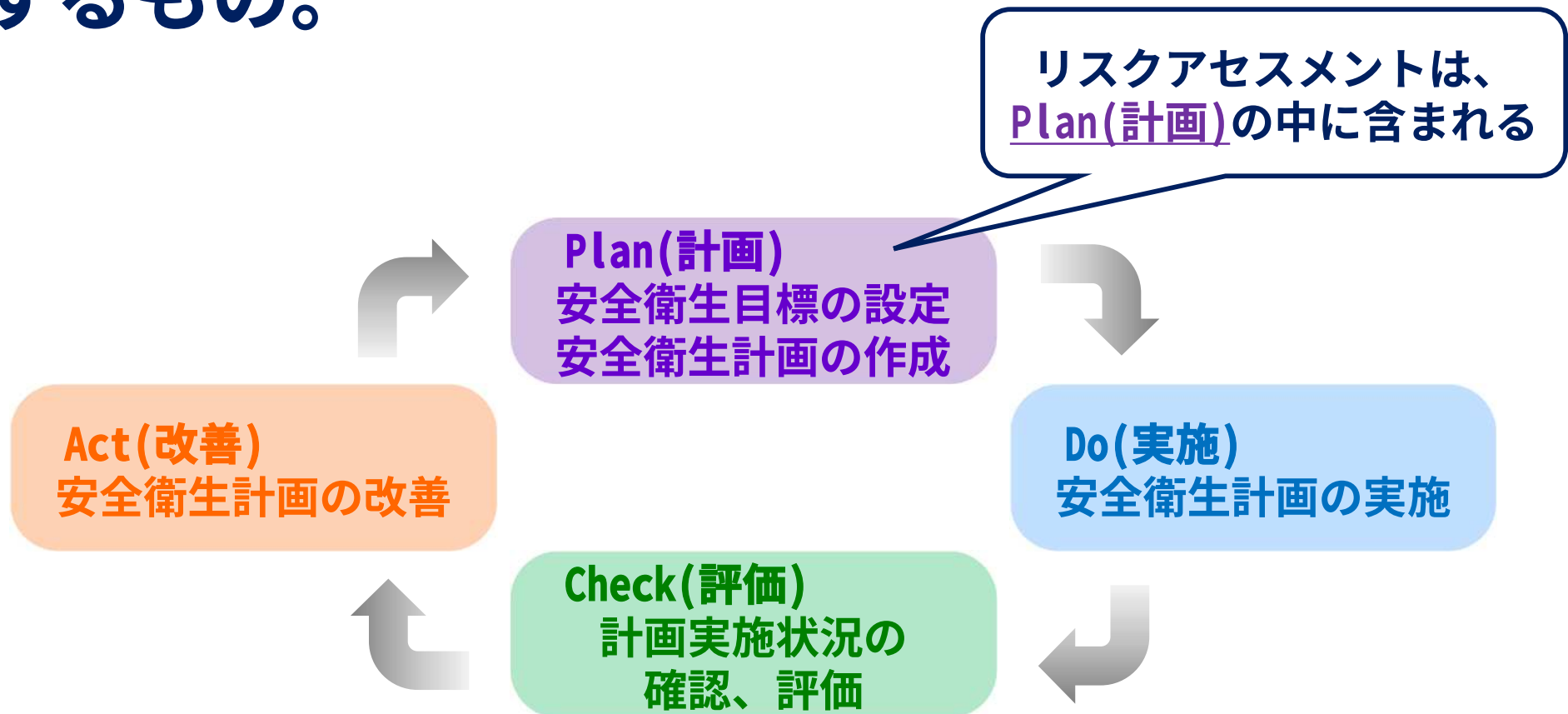
災害発生モデル(スイスチーズモデル)

設備的対策の不備と管理的対策の不備が重なることによって災害が発生する。



労働安全衛生マネジメントシステムとの関係

労働安全衛生マネジメントシステムのPlan
(計画)の一部として定義されており、安全衛生目標の設定、安全衛生計画の策定とともに実施するもの。



実施体制の確立

- 事業場トップ【事業場長】
取組に向けた決意表明
- 安全衛生管理者【課長、安全衛生担当】
実施の統括管理
- 作業指揮者【職長、班長】
ハザード特定、リスク評価、低減措置の検討
- 設備等に知識を有する者【工務担当】
機械等に係るリスク評価への参画
- その他一般作業者
ハザードの特定に全員が参加

RA対象となる設備、作業の選定

- 実施時期（安衛則第28条の11）

設備、原材料、作業方法等に何らかの変更があった時、労働災害が発生した時等は（再度）リスクアセスメントを実施する必要がある。

上記実施時期は、一通りのリスクアセスメントが完了していることが前提であり、導入時には全般的に実施する必要がある。

初めてリスクアセスメントに取り組む際は、作業頻度の高い作業等を対象とし、できるところからリスクアセスメントを始め、概念を理解し、慣れることが重要。

ハザード特定の際の着目点

- 機械の通常運転時、作業者がはさまれ、巻き込まれる危険のある箇所が存在しないか。
- 機械の駆動部等を覆うカバーは適切か。
- 機械の加工対象物が、反力等で飛来しないか。
- 清掃時等に、不意に機械が起動する等の危険がないか。
- 作業場所に墜落の危険のある開口部はないか。
- 機械、用具等の劣化による危険性はないか。
- 取り扱う重量物が転倒する危険性はないか。
- 重量物を扱う姿勢は、腰痛の危険性がないか。
- 手工具等による切傷の危険性はないか。
- 通路上に転倒の原因となる段差等はないか。

リスクの評価

リスクは「ハザードによって生じる負傷の重大性」と「その発生可能性」の組み合わせと定義される。

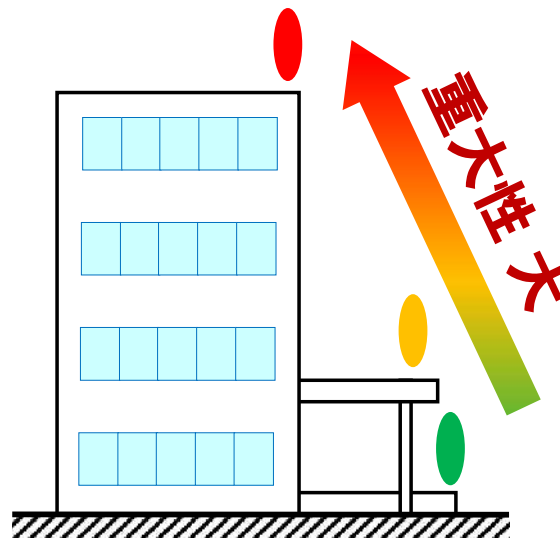
一般的な R A の方法では、そこに「作業頻度」の要素を加味することが多い。



ハザードの重大性の評価

ハザードにより発生するおそれのある災害の重大性は、通常発生し得る最大限重大な被害により評価を行う。

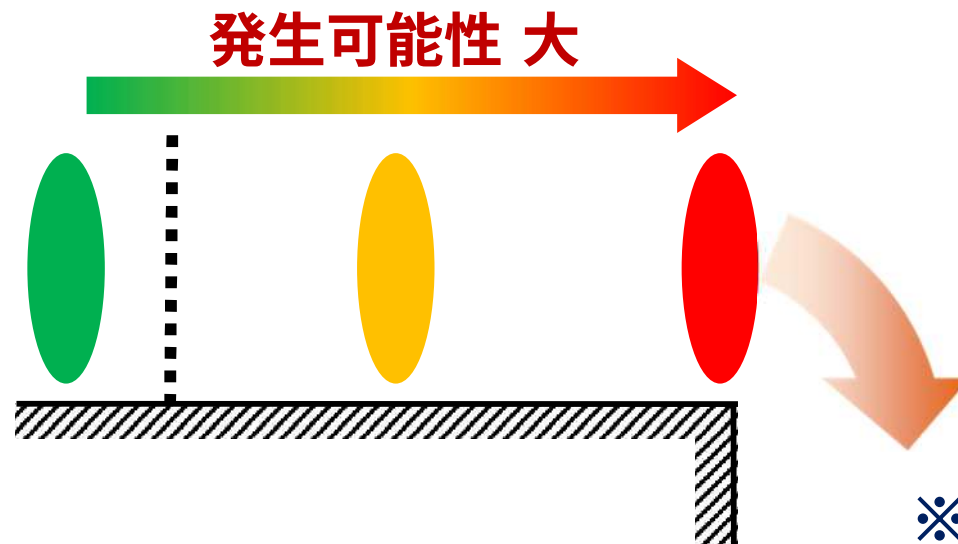
	重大性	点数	災害程度、内容の目安
●	致命傷	10	死亡、失明、手足指等の切断
●	重傷	6	骨折等、長期療養が必要、障害が残る
	軽傷	3	上記以外の休業災害
●	軽微	1	軽い切り傷、打撲等



災害の発生可能性の評価

ハザードにより発生するおそれのある災害の発生可能性は、ハザードに接近した際の災害回避の困難性により評価を行う。

	発生可能性	点数	内容の目安
●	確実である	6	かなりの注意を払っていても災害になる
●	可能性が高い	4	通常の注意では災害につながる
	可能性がある	2	うっかりしていると災害につながる
●	ほとんどない	1	通常では災害発生の可能性は考えられない



作業頻度の評価

各種作業を行う頻度には差があるため、リスク評価に**作業頻度の要素**を加味することもある(毎日行う作業と年に1回だけ行う作業とでは重要度が当然異なるが、その作業1回を実際に行う際の作業者のリスクは同じであるため、作業頻度を考慮しない考え方もある)。

頻度	点数	内容の目安
頻 繁	4	毎日、頻繁に作業を行う
時 々	2	故障、修理、調整等の時々行う作業
ほとんどない	1	めったに作業がない

リスクレベルの決定

重大性

重大性	点数	災害程度、内容の目安
致命傷	10	死亡、失明、手足指等の切断
重傷	6	骨折等、長期療養、障害が残る
軽傷	3	上記以外の休業災害
軽微	1	軽い切り傷、打撲等

発生可能性

発生可能性	点数	内容の目安
確実	6	かなりの注意を払っていても発生
可能性高い	4	通常の注意では災害につながる
可能性有り	2	うっかりしていると災害につながる
殆どない	1	通常では災害発生の可能性は少ない

作業頻度

頻度	点数	内容の目安
頻繁	4	毎日、頻繁に作業を行う
時々	2	故障、修理、調整等の時々行う作業
殆どない	1	めったに作業がない

リスクレベル評価表

リスク Lv	評価 点数	評価内容	取扱基準
IV	20 〜 13	直ちに解決すべき 問題がある (受入不可能)	作業中止 又は改善
III	12 〜 9	重大な問題がある (優先して対策)	優先的に 改善する
II	8 〜 7	問題がある (対策が必要)	計画的に 改善する
I	6 以下	許容可能なリスク (対策は不要)	残存リス クに依じ て、教育 等を実施

他のリスクレベル評価方法

● マトリクス方式

		負傷等の重篤度			
		致命的	重大	中程度	軽度
負傷等の発生可能性	極めて高い	5	5	4	3
	比較的高い	5	4	3	2
	可能性有り	4	3	2	1
	ほとんど無い	4	3	1	1



評価点	優先度	
5 〜 4	高	直ちにリスク低減対策を講じる 措置完了まで作業停止 十分な経営資源を投入する必要
3 〜 2	中	速やかにリスク低減措置を講じる 措置完了まで作業停止が望ましい 優先的に経営資源投入
1	低	必要に応じてリスク低減措置実施

創意工夫が見られるリスク評価法の例

- 重篤度 : 「当該災害の平均休業日数」
- 発生可能性 : 「統計上の同種災害発生率」
: 「本社パトロール指摘率」

上の2項目だけでは、リスクレベルが災害の種類のみと完全に連動するが、現場ごとに安全管理水準は異なり、災害発生率に影響すると考えられる。現場の安全管理水準を加味すべく、本社パトロール指摘率を追加し、3項目で評価を行っていた。

※ この方式は、全国的にどの同業者も同じ様な作業方法を採用している様な業種（建設業、スーパー等）のみ適用可能と考えられる。

リスクレベルによる管理

リスクレベルを決定した後は、**受入可能なリスク**（標準的なリスク評価法で概ねリスクレベルⅡ以下）と**受入不可能なリスク**（概ねリスクレベルⅢ以上）に分けて管理を行う。

リスクレベルⅢ以上の作業、設備については、**可能な限り早期に対応**を行い、レベルⅡ以下の作業、設備については、**存在するリスクを関係労働者に周知**の上、計画的に対応を行う。

リスク低減対策の検討



リスク低減対策の実行

検討したリスク低減対策を実行する際は、リスクレベルが高く、**受入不可能なリスク**を優先する。

安全の定義は「**受入不可能なリスクが無いこと**」であり、「**絶対安全**」は無い。

リスク低減対策を実施した後も、「**残留リスク**」を適切に把握し、どの様に対応すべきか、関係労働者に確実に通知することが重要である。

残留リスクに対しては、保護具の使用、安全作業標準の徹底、警告表示等に対応することが一般的である。

リスクアセスメント結果の記録

一連のリスクアセスメントの各段階の事項を実施した際は、その結果について記録を行う。
以下は一般的に用いられる様式の一例。

作業名	危険作業内容	既存の対策	リスク評価				低減措置案 リスク	措置後のリスク				対応措置	
			重篤度	可能性	頻度	レベル		重篤度	可能性	頻度	レベル	実施日	確認印
昇降盤 加工作業	手で保持しながら 加工作業	なし	10	4	4	IV	安全 カバー	1	1	4	I	R7.7.4	印
		なし	10	4	4	IV	安全教育 治具設置	10	2	4	IV	効果不十分のため実施せず	

リスクアセスメントの作業の流れ

資料の収集

作業手順書、機械の使用書、
レイアウト等の資料を収集する

ハザードの特定

機械等の危険箇所を特定する
(加工部以外の回転部等にも注意)

リスク評価

災害の重大性、発生可能性、
(作業頻度)について評価を行う

リスク低減対策の検討

優先順位に基づいて
低減対策を決定する

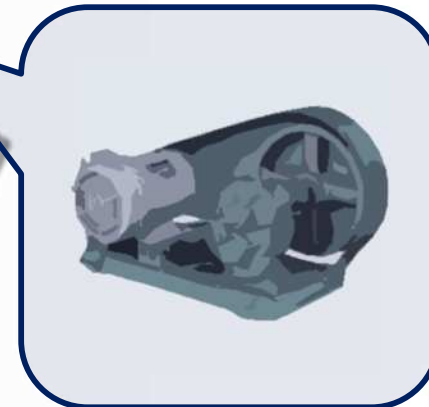
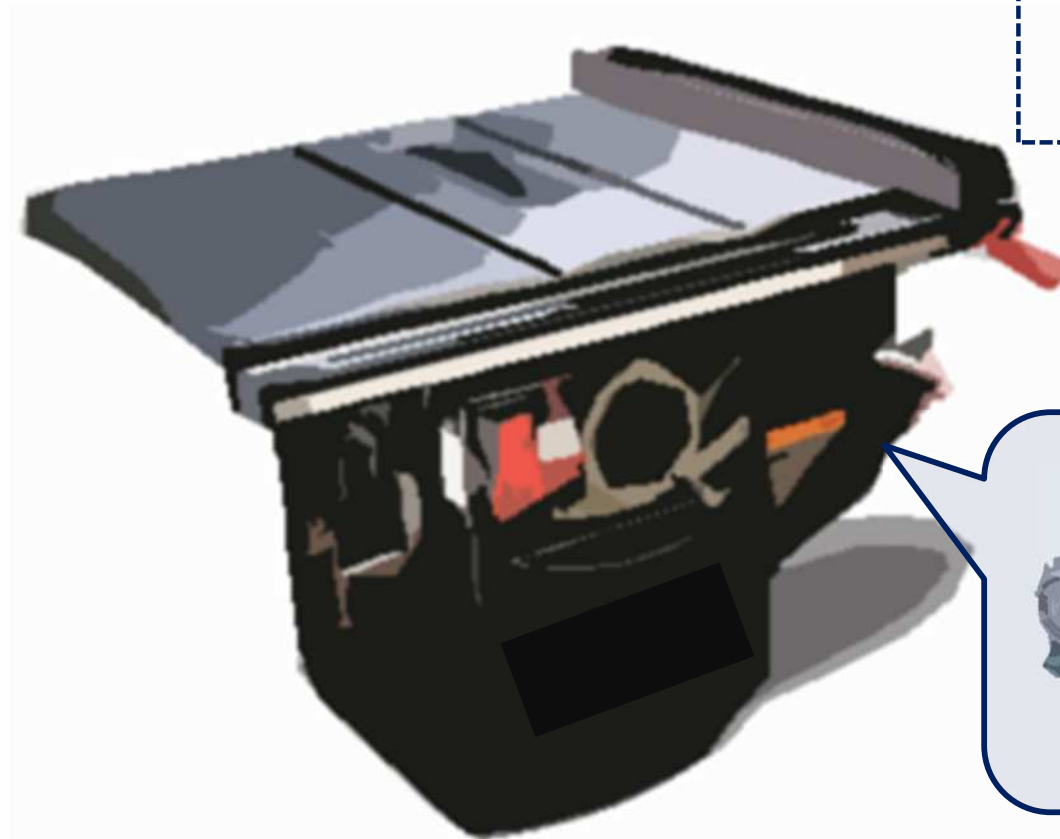
リスク低減対策の実施

リスクレベルの高い事案
を優先して対策を実行する

リスクアセスメント実施例

- 写真の丸のこ盤(昇降盤)を例に実施。

※ この写真は某メーカーHPの製品案内ページにあったものであり、写真ではカバー等が装備されていないが、実際には各種安全装備を備えた安全性の高い製品とのこと



モーター、ベルトが
露出していると仮定

ハザードの特定

反発防止用割刃が設置されていない

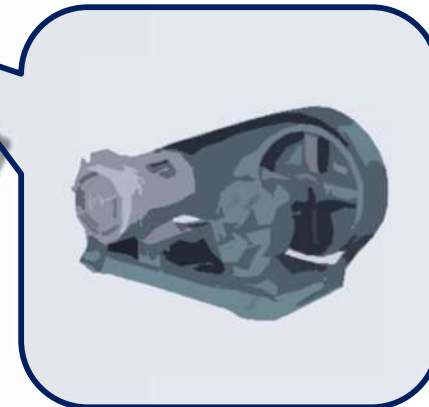
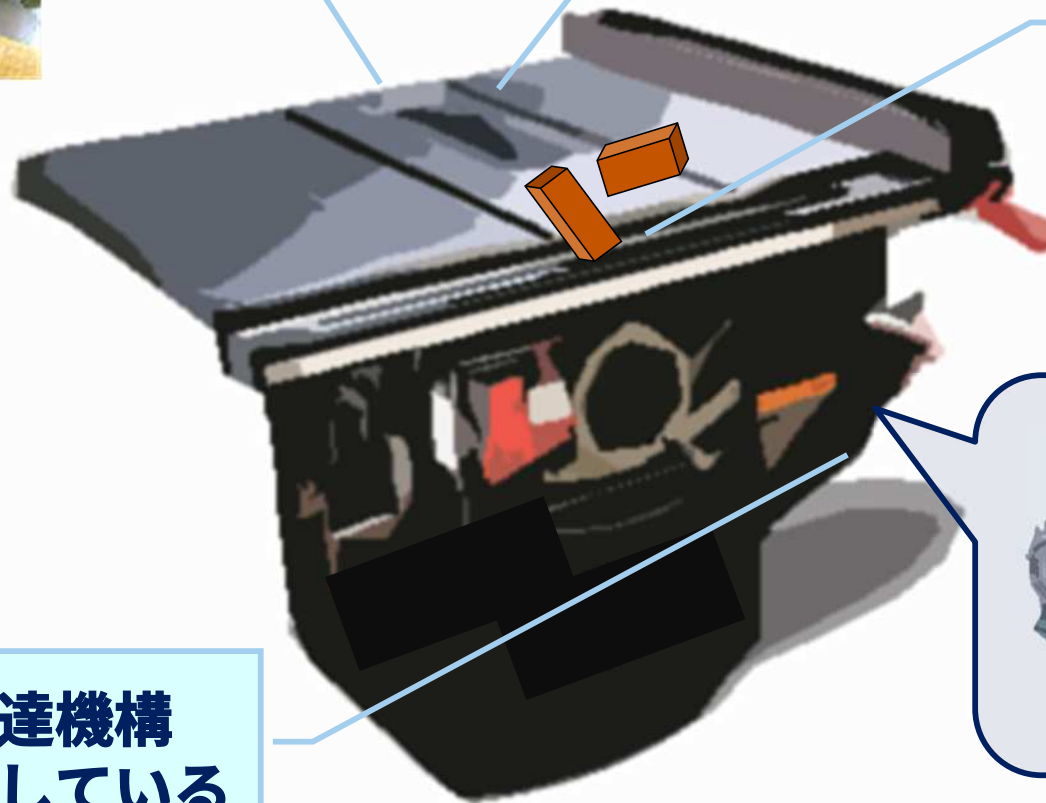


回転刃に安全カバーが設置されていない

切断した材料が飛来する

動力伝達機構が露出している

モーター、ベルトが露出していると仮定



ハザード記録表の一例

作業名	ハザードの内容
昇降盤による 木工作業	昇降盤を使用する木材加工作業において、作業者が材料を持ち、回転刃に接近させた時、安全カバーが設置されていないため、回転刃に指が接触し、指を切断する。
	昇降盤を使用する木材加工作業において、作業者が材料を持ち、回転刃に材料を押し当てている時、反発防止用割刃が装備されていないため、反発により材料が作業者側に飛来し、激突する。
	昇降盤を使用する木材加工作業において、作業者が昇降盤のスイッチを操作する際、近くに存在する動力伝達機構に安全カバーが装備されていないため、作業者の手指が巻き込まれる。
	昇降盤を使用する木材加工作業において、作業者が材料を持ち、回転刃に材料を押し当てている時、ゴーグル等の保護具を着用していないため、切断による材料片や切粉が飛散し、作業者の目等に接触することで、創傷等を負う。

リスク評価の実施例

下のハザードを例にリスク評価を実施。

作業名	ハザードの内容
昇降盤による 木工作業	昇降盤を使用する木材加工作業において、作業者が材料を持ち、回転刃に接近させた時、安全カバーが設置されていないため、回転刃に指が接触し、指を切断する。



災害の重大性の評価

災害の重大性は、通常考えられる最大限重大な被害を想定する。以下の例では、指先の創傷のみで済む場合も考えられるが、指が切断されることが十分考えられるため、指の切断の重大性を評価する。

作業名	ハザードの内容
昇降盤による木工作業	昇降盤を使用する木材加工作業において、作業者が材料を持ち、回転刃に接近させた時、安全カバーが設置されていないため、回転刃に指が接触し、 指を切断する 。

重大性	点数	災害程度、内容の目安
致命傷	10	死亡、失明、 手足指等の切断
重傷	6	骨折等、長期療養が必要、障害が残る
軽傷	3	上記以外の休業災害
軽微	1	軽い切り傷、打撲等

災害の発生可能性の評価

災害発生の可能性は、災害の回避困難性により評価する。この例では設備的対策がないため、材料の木材が小さい場合は、保持する手の位置が回転刃に近く、通常の注意力で対応できないものと評価する。

○

作業名	ハザードの内容
昇降盤による木工作業	昇降盤を使用する木材加工作業において、作業者が材料を持ち、回転刃に接近させた時、安全カバーが設置されていないため、回転刃に指が接触し、指を切断する。

発生可能性	点数	内容の目安
確実である	6	かなりの注意力を払っていても災害になる
可能性が高い	4	通常の注意力では災害につながる
可能性がある	2	うっかりしていると災害につながる
ほとんどない	1	通常では災害発生の可能性は考えられない

作業頻度の評価

作業頻度の評価は、製造工程の1工程として定期的に行われる作業、トラブルの復旧作業等の（不定期ではあるが必ずある）非定常作業、ごく稀にしかない作業、のいずれに該当するかで評価を行う。

作業名	ハザードの内容
昇降盤による木工作業	昇降盤を使用する木材加工作業において、作業者が材料を持ち、回転刃に接近させた時、安全カバーが設置されていないため、回転刃に指が接触し、指を切断する。

頻度	点数	内容の目安
頻 繁	4	毎日、頻繁に作業を行う
時 々	2	故障、修理、調整等の時々行う作業
ほとんどない	1	めったに作業がない

リスクレベルの決定

重大性

重大性	点数	災害程度、内容の目安
致命傷	10	死亡、失明、手足指等の切断
重傷	6	骨折等、長期療養、障害が残る
軽傷	3	上記以外の休業災害
軽微	1	軽い切り傷、打撲等

発生可能性

発生可能性	点数	内容の目安
確実	6	かなりの注意を払っていても発生
可能性高い	4	通常の注意力では災害につながる
可能性有り	2	うっかりしていると災害につながる
殆どない	1	通常では災害発生の可能性は少ない

作業頻度

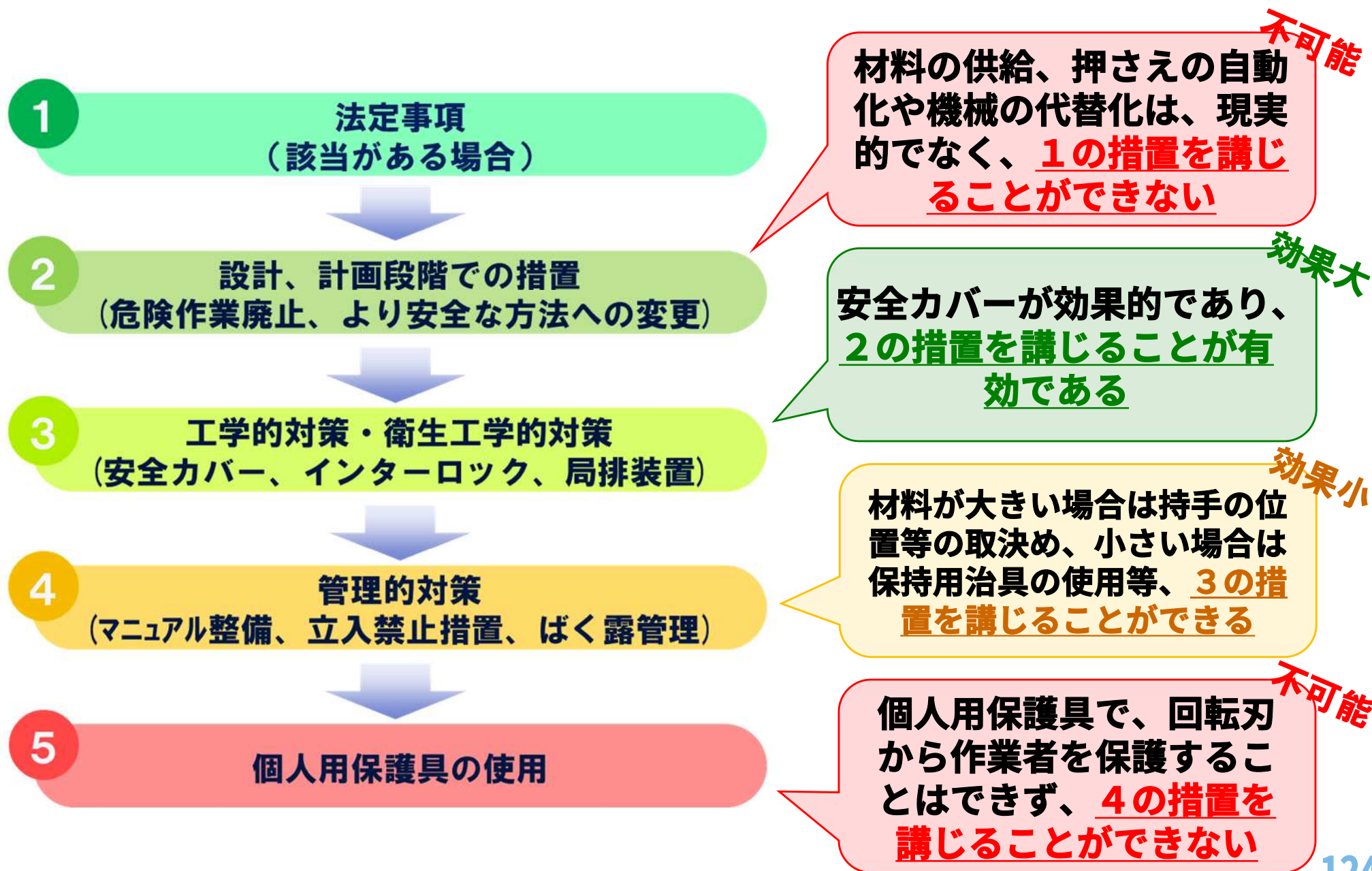
頻度	点数	内容の目安
頻繁	4	毎日、頻繁に作業を行う
時々	2	故障、修理、調整等の時々行う作業
殆どない	1	めったに作業がない

リスクレベル評価表

リスク Lv	評価 点数	評価内容	取扱基準
IV	20 ~ 13	直ちに解決すべき 問題がある (受入不可能)	作業中止 又は改善
III	12 ~ 9	重大な問題がある (優先して対策)	優先的に 改善する
II	8 ~ 7	問題がある (対策が必要)	計画的に 改善する
I	6 以下	許容可能なリスク (対策は不要)	残存リス クに依じ て、教育 等を実施

評価点18

リスク低減対策の検討



工学的対策の効果の検討

回転刃の上部に安全カバーを取付ける等の工学的対策を実施した場合、刃部周囲への作業者の指が侵入する範囲が限定され、指先の創傷程度に重大性が軽減されることとなる。また、災害発生可能性も大幅に低下すると評価できる。

重大性	点数	災害程度、内容の目安
致命傷	10	死亡、失明、手足指等の切断
重傷	6	骨折等、長期療養が必要、障害が残る
軽傷	3	上記以外の休業災害
軽微	1	軽い切り傷、打撲等

発生可能性	点数	内容の目安
確実である	6	かなりの注意力を払っていても災害になる
可能性が高い	4	通常の注意力では災害につながる
可能性がある	2	うっかりしていると災害につながる
ほとんどない	1	通常では災害発生の可能性は考えられない

管理的対策の効果の検討

材料の木材を持つ手の位置の取決め、安全教育といった管理的対策では、災害発生可能性を減少させることができるものの、ハード的な対策がない以上は、災害の重大性自体を改善することはできない。

重大性	点数	災害程度、内容の目安
致命傷	10	死亡、失明、手足指等の切断
重傷	6	骨折等、長期療養が必要、障害が残る
軽傷	2	1週間以上の休業災害
軽微	1	切り傷、打撲等

重大性の変化なし

発生可能性	点数	内容の目安
確実である	6	かなりの注意力を払っていても災害になる
可能性が高い	4	通常の注意力では災害につながる
可能性がある	2	うっかりしていると災害につながる
ほとんどない	1	通常では災害発生の可能性は考えられない

対策実施後のリスクレベルの変化

重大性

重大性	改善前	災害程度、内容の目安
致命傷	10	死亡、失明、手足指等の切断
重傷	7	治療、障害が残る
軽傷	3	上記以外の休業災害
軽微	1	打撲等

工学的対策

発生可能性

発生可能性	点数	内容の目安
確実	6	かなりの注意を払っていても発生
可能性高い	4	通常の注意では災害につながる
可能性有り	2	うっかりしていると災害につながる
殆どない	1	通常では災害発生の可能性は少ない

作業頻度

頻度	点数	内容の目安
頻繁	4	毎日、頻繁に作業を行う
時々	2	故障、修理、調整等の時々行う作業
殆どない	1	めったに作業がない

リスクレベル評価表

リスク Lv	評価 点	評価内容	取扱基準
IV	20 5 13	直ちに解決すべき 問題がある (受入不可能)	作業中止 又は改善
III	12 5 9	重大な問題がある (優先して対策)	優先的に 改善する
II	8 5 7	問題がある (対策が必要)	計画的に 改善する
I	6 以下	許容可能なリスク (対策は不要)	残存リス クに依じ て、教育 等を実施

評価点18

評価点16

評価点6

リスクアセスメント結果の記録（例）

リスク低減対策を実施し、一連のリスクアセスメントが完了したら、その結果を記録する。

作業名	危険作業内容	既存の対策	リスク評価				低減措置案 リスク	措置後のリスク				対応措置	
			重篤度	可能性	頻度	レベル		重篤度	可能性	頻度	レベル	実施日	確認印
昇降盤 加工作業	手で保持しながら 加工作業	なし	10	4	4	IV	安全 カバー	1	1	4	I	7.7.4	印
		なし	10	4	4	IV	安全教育 治具設置	10	2	4	IV	効果不十分の ため実施せず	

従来型の安全衛生活動との違い

従来型

- 発生した災害への対策を主とする後追い型
- 危険性の度合いを具体化せず、危険と安全の境界が不明確
- 安全対策、優先順位を感覚的、経験的に決定
- 安全衛生管理能力が担当者の経験、能力等に大きく左右される

リスクアセスメント

- 潜在的な危険を未然に除去する先取り型
- 危険性の度合いを数値等により具体化
- 安全対策、優先順位を合理的に決定
- システム的管理のため、担当者の経験、能力等への依存が少なく、ノウハウとして蓄積可能

単なる K Y 活動との違い

K Y 活動

- 作業前に実施
- 作業者が中心
- 主に行動面での対策
- リスク評価、優先度の設定は行わず、当日の作業で特に重大なものを選定
- 即断即決の必要あり

突発的な作業に対応可能

リスクアセスメント

- 設備導入時、作業内容変更時等に実施
- 管理者等が中心
- 主に設備面での対策
- リスクの評価、改善優先度を設定する
- 評価等に十分な時間をかけることが可能

突発的な作業に対応困難

リスクアセスメント導入の困難性

リスクアセスメントは作業等の計画段階で実施することで効果が発揮され、また、既に設置されている機械設備等に対する安全性の確保にも効果があるものと考えられるが、建設現場での作業等、日々の作業や現場が異なる作業には適用しにくく、普及が進まない現状がある。

建設業では、代替的にK Y活動にリスクアセスメントを組み合わせることで限定的に活用を図っている。

また、作業計画内に盛り込んでいる例も見られる。

ハザード特定工程でよくある問題

- ハザード特定が十分ではなく、「抜け」が存在する。
 - 対象とする作業、設備を絞って集中的にハザード抽出を行い、「抜け」を防止
- 現場の作業者全員が当事者意識を持ってハザード特定に参加するのが理想的であるが、実際にはそうならないケースが多く、報告者ごく一部の作業者に偏りがちになる。
 - 全作業者に継続的に参加させることが困難であれば、安全週間等の行事として実施

リスク評価工程でよくある問題

- 特定されたハザードは、同じ基準によりリスク評価されることが望ましいが、評価者ごとの主観によるバラツキが存在する。
 - 教育、作業手順書等の管理的対策では、災害の重篤度は下がらない筈だが、重篤度を下げる等、リスクを低く見積もる傾向がある。
- リスク評価者への教育を実施するとともに、複数名でリスク評価を実施する場合は協議して平準化を図る。

滋賀労働局 労働基準監督署 が展開する各種施策

第99回 全国安全週間

令和8年6月1日(月)~30日(火)

※両書共に「令和5年度全国安全衛生推進等奨励金について」にも記載されています。

ゼロ災滋賀ロゴマーク

最近の労働災害の増加傾向を受け、安全衛生意識の高揚を図るため、滋賀労働局では、ゼロ災滋賀ロゴマークを制定し、事業場での使用を奨励している。滋賀労働局のHPにおいて、卓上カレンダー等のデータと併せて公開している。

